

第3期おおきっ子「すこやか」プラン

(大木町こども計画)

(案)

大木町

第1章 計画策定の趣旨



1 計画策定の目的

①これまでの子どもに関する福祉行政の取り組み

- 近年の我が国のこども・子育て支援法は、「次世代育成支援対策推進法」（平成 17 年施行）、「子ども・子育て支援法」（平成 27 年施行）をはじめとした各種法整備に基づき、これまでの各施策・制度が進められてきました。
- 子どもの健やかな成長を支援する子ども・子育て支援の取り組みのみならず、少子化対策、子ども・若者育成支、子どもの貧困、児童虐待防止対策等子どもを取り巻く多様な環境・課題、社会の変化に合わせ、それぞれの個別の法整備が行われ各種計画の策定や取組が進められています。

子ども支援を取り巻く主な法令等

- ・少子化社会対策基本法（H15.9.1 施行）→同法に基づき「少子化社会対策大綱」策定
- ・次世代育成支援対策推進法（H17.4.1 施行）
 - *当初 10 年間の時限法として成立したが、令和 6 年度まで有効期限が延長（現在計画策定は任意化）
- ・子ども・若者育成支援推進法（H22.4.1 施行）
 - 同法に基づき子供・若者育成支援推進大綱「子供・若者ビジョン」（H22.10）策定
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律（H22.4.1 施行）
 - 同法に基づき「子供の貧困対策に関する大綱」（H26.8）策定）
- ・子ども・子育て支援法（H27.4.1 施行）

②子どもを取り巻く環境の現状

- 前述のとおり、わが国では子どもに関する施策の充実に取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少には歯止めがかかっていない現状です。
- また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による収入の減少が与える貧困世帯での学習環境の悪化、子どもへの虐待件数の増加、ヤングケアラーへの対応、子どもの孤立等の問題に加え、子育て家庭の孤立、女性の L 字カーブ問題等子どもを取り巻く環境は深刻化・多様化しています。

③子ども支援の新たな枠組みのスタートと近年の動向

- 常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組や政策を我が国の社会のまんなかに据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、子ども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、これまでの組織の間で零れ落ちていた子どもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。
- 同じく令和5年4月から、子どもの権利主体として位置付け、その権利を保障する総合的な法律として、「こども基本法」が施行となりました。こども基本法では、以下のような内容が定められています。

子ども施策に関する大綱（こども大綱）【こども基本法第9条に規定】

- ・子ども施策を総合的に推進するために、基本的な方針、重要事項を定めるもの
- ・これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化

こども計画の策定【こども基本法第10条に規定】

- ・国の大綱を勘案した都道府県こども計画・市町村こども計画の作成が努力義務に
- ・こども計画は、既存の各法令に基づく以下の都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することができる。

子ども・若者計画

子どもの貧困対策計画

子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援行動計画

子どもの意見反映【こども基本法第11条に規定】

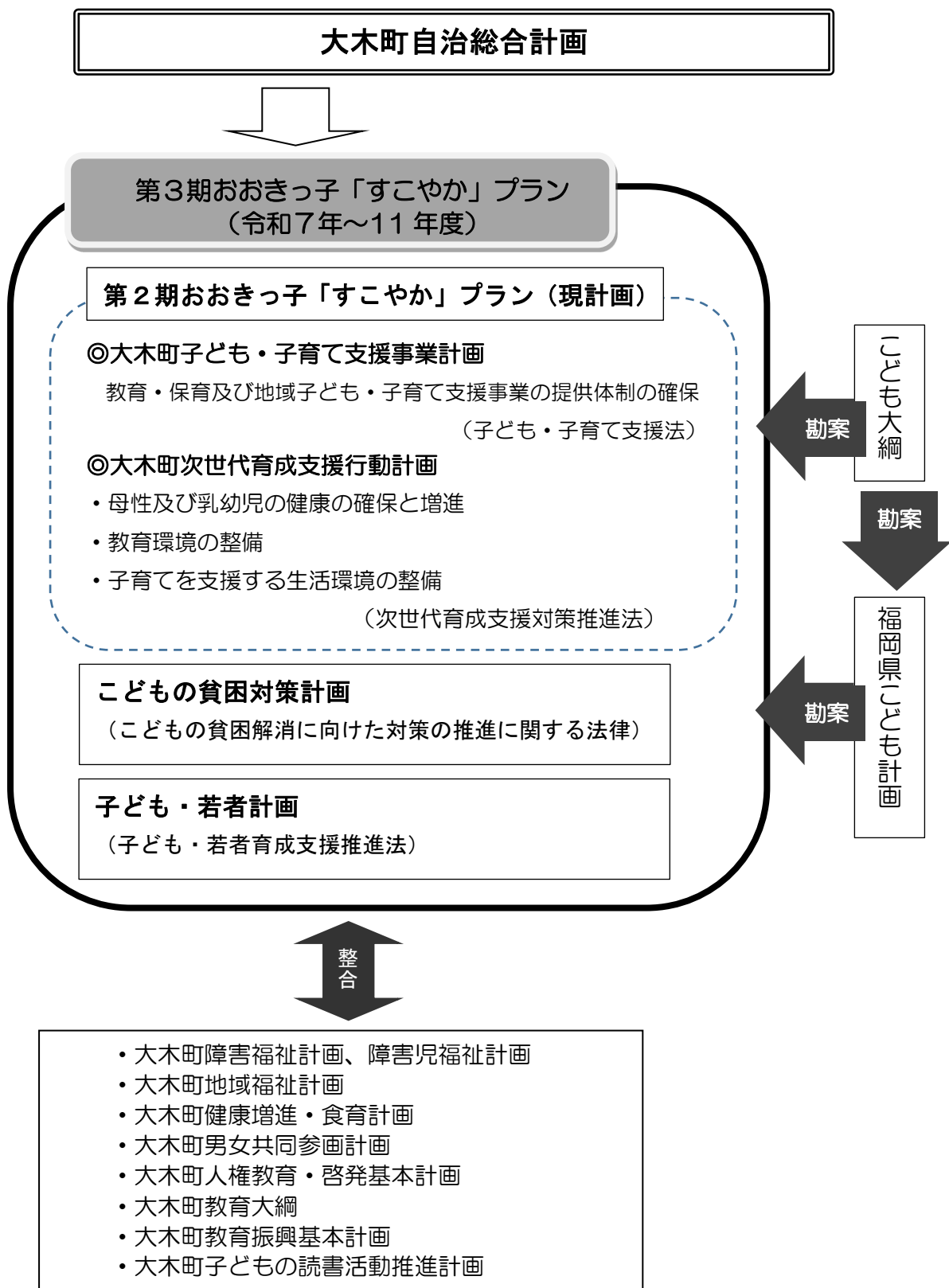
- ・子どもや子育て当事者等の意見を反映すること、聴取した意見が施策に反映されたかどうかについてフィードバックすること等が求められている。

- また、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことを目的として、児童福祉法等の一部が改正（令和6年4月1日施行）されるなど法整備が進められています。
- 令和5年6月13日には「こども未来戦略方針」が閣議決定され、児童手当や育児休業給付の拡充、保育の拡充など少子化対策の更なる強化も進められています。



2 計画の法的根拠と位置づけ

- 現行計画である「大木町おおきっ子「すこやか」プラン」は、子ども・子育て支援法第61条第1項にもとづく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「大木町次世代育成支援行動計画」を一体化した計画となります。
- さらに、町のまちづくりの総合的指針となる「大木町自治総合計画」を上位計画として、また「大木町地域福祉計画」「大木町男女共同参画計画」等と整合をとりながら、子ども・若者の成長と子育ての安心を支える環境を整備するための部門別計画となるものです。
- 新計画である「大木町こども計画」では、国のこども大綱やこども基本法及び福岡県こども計画を勘案し、現行計画に新たに少子化対策の内容、子ども・若者支援の内容を含め、こども施策を総合的に推進するものです。





3 計画の期間

- 本計画の期間は、令和7（2025）年から令和11（2029）年までの5年間となります。
- なお、計画期間中であっても、社会経済情勢や町の状況の変化、子ども・子育て・若者のニーズ等に適切に対応するため必要に応じて見直しを行います。



4 計画の対象

- 現行計画においては、下記の年齢等を対象にしています。
「子ども・子育て支援」については、計画の対象を生まれる前から乳幼児期を経て18歳までの子どもとその家庭、地域、企業、行政などすべての個人及び団体とします。
- 国の「こども基本法」では『本法における「こども」は、心身の発達の過程にある者をいい、一定年齢で上限を画しているものではない。』と明記されていることから、本計画においても一定の年齢上限は定めないものとします。
- この計画では、以下のとおり用語の整理を行います。
子ども：0歳から概ね18歳まで
若者：概ね13歳から30歳まで
こども：「子ども」と「若者」

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況



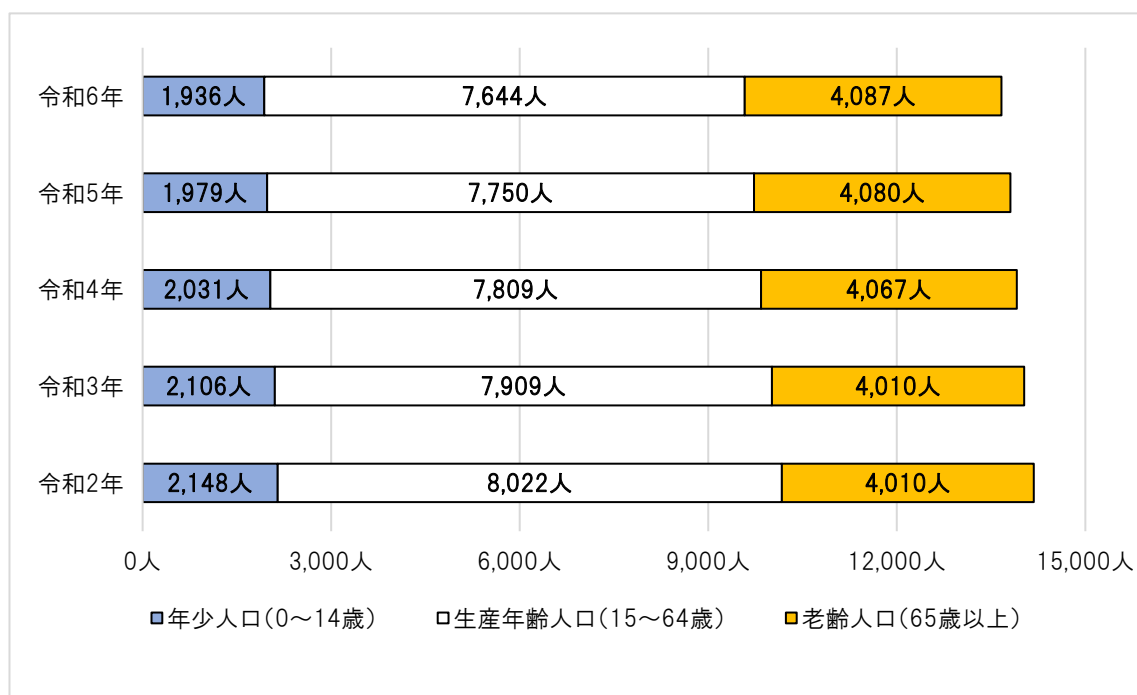
1 統計による大木町の状況

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

大木町の総人口は、令和2年の14,180人から令和6年の13,667人と約4%の微減の状況となっています。

年齢3区分別人口構成の推移についてみると、年少人口（0～14歳）は約10%減少し、令和6年では1,936人となっています。また、生産年齢人口（15～64歳）は、令和2年から令和6年にかけて約5%の減少傾向となっている一方、老年人口（65歳以上）は約2%微増しています。

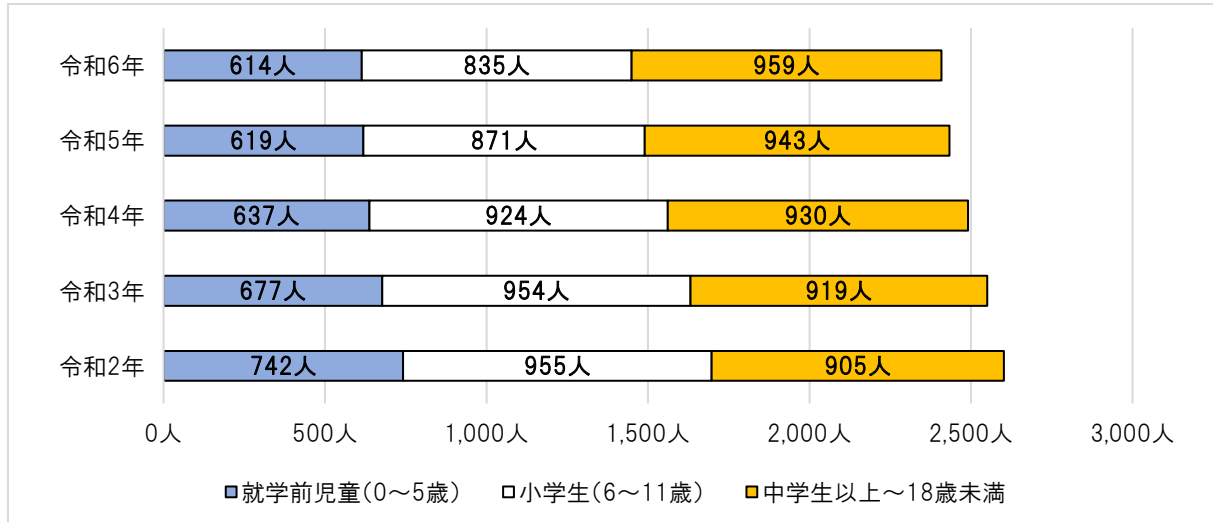


	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口	14,180人	14,025人	13,907人	13,809人	13,667人
年少人口（0～14歳）	2,148人	2,106人	2,031人	1,979人	1,936人
生産年齢人口（15～64歳）	8,022人	7,909人	7,809人	7,750人	7,644人
老年人口（65歳以上）	4,010人	4,010人	4,067人	4,080人	4,087人

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 児童人口の推移

児童人口全体の推移をみると、令和2年から令和6年にかけて約8%減少している状況です。就学前児童が約17%、小学生が約13%減少している一方で、中学生以上～18歳未満は約6%増加しています。



	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
児童人口計	2,602人	2,550人	2,491人	2,433人	2,408人
就学前児童（0～5歳）	742人	677人	637人	619人	614人
小学生（6～11歳）	955人	954人	924人	871人	835人
中学生以上～18歳未満	905人	919人	930人	943人	959人

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

③ 就学前児童の入所状況

就学前児童の保育園・認定こども園等の入所状況は、以下のとおりとなっています。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
年齢別人口	93人	103人	101人	110人	104人	103人	614人
町内保育園	9人	55人	60人	66人	72人	67人	329人
町外保育園	0人	1人	2人	1人	1人	3人	8人
町内認定こども園	0人	14人	15人	37人	25人	26人	117人
町外認定こども園	1人	1人	2人	3人	4人	5人	16人
町内小規模保育	3人	5人	5人				13人
町外幼稚園				1人	0人	1人	2人
企業主導型保育等	0人	2人	2人	0人	1人	1人	6人
合計	13人	78人	86人	108人	103人	103人	491人
入所率	14.0%	75.7%	85.1%	98.2%	99.0%	100.0%	80.0%

資料：こども未来課（令和6年4月1日時点）

【参考】平成31年4月1日時点

入所率	20.6%	71.8%	85.1%	97.6%	98.2%	100.0%	82.7%
-----	-------	-------	-------	-------	-------	--------	-------

④ 学童保育所の入所状況

学童保育所の入所状況は、以下の通りとなっています。

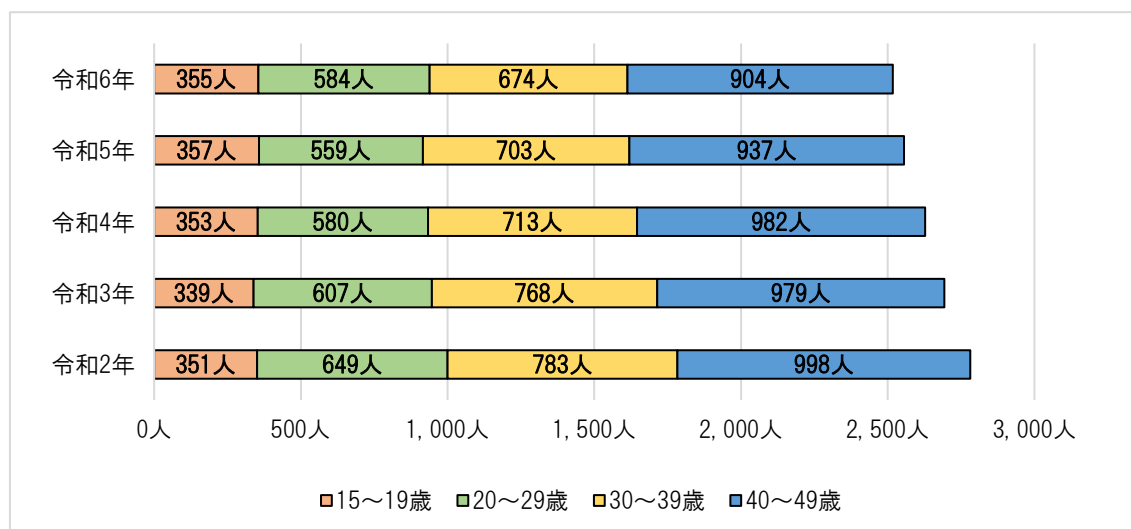
	小学 1 年	小学 2 年	小学 3 年	小学 4 年	小学 5 年	小学 6 年	計
年齢別人口	114人	125人	131人	163人	148人	154人	835人
大溝学童保育所	30人	36人	28人	9人	0人	0人	103人
木佐木学童保育所	28人	31人	23人	13人	5人	6人	106人
大莞学童保育所	15人	9人	7人	5人	3人	0人	39人
合計	73人	76人	58人	27人	8人	6人	248人
入所率	64.0%	60.8%	44.3%	16.6%	5.4%	3.9%	29.7%

資料:こども未来課(令和6年4月1日時点)

(2) 出生の状況

① 15～49歳の女性人口の推移

合計特殊出生率(※1)の算定対象である15～49歳の女性人口は、令和2年から令和6年で264人減少しています。なかでも30歳代女性は109人、40歳代女性は94人と減少数が顕著となっています。



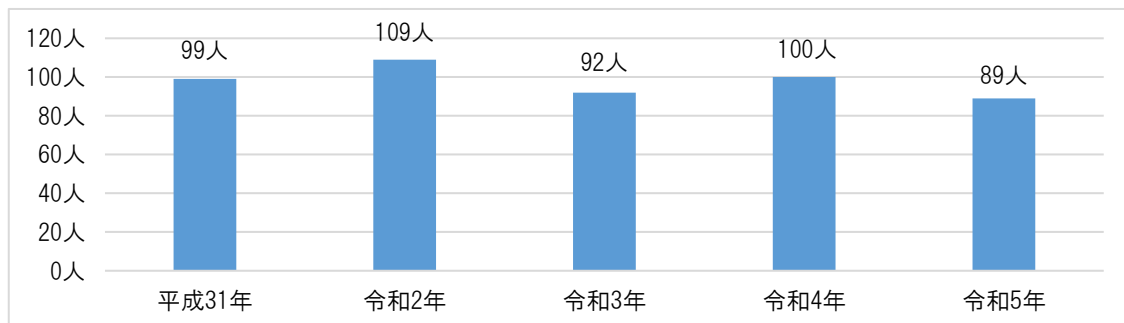
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
15～49歳女性人口計	2,781人	2,693人	2,628人	2,556人	2,517人
15～19歳	351人	339人	353人	357人	355人
20～29歳	649人	607人	580人	559人	584人
30～39歳	783人	768人	713人	703人	674人
40～49歳	998人	979人	982人	937人	904人

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

※1 「合計特殊出生率」とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の年間合計で計算される。この値は、1人の女性が一生の間に生む子どもの数の目安とされている。

② 出生数の推移

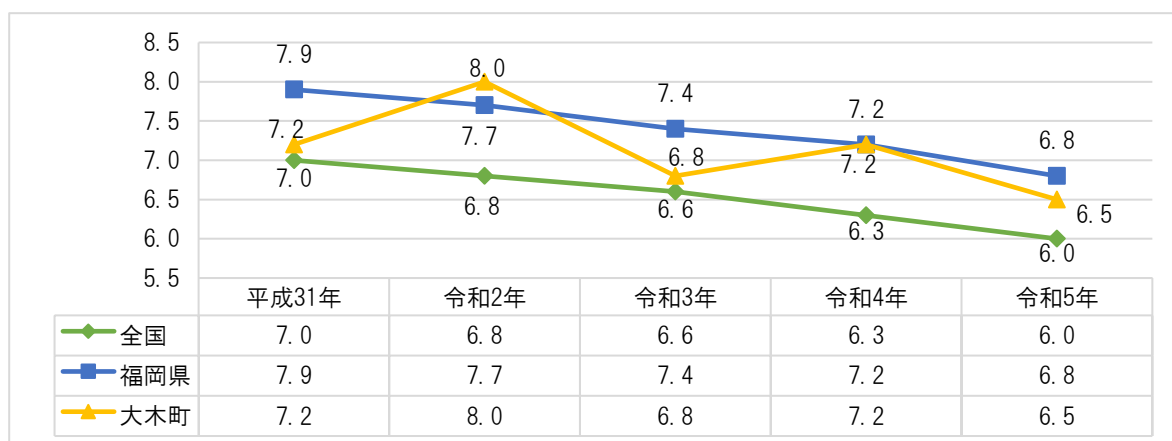
出生数については、年によって増減がありましたが、令和5年には大きく減少し89人となっています。



資料：住民基本台帳人口動態

③ 出生率（人口千対）の推移

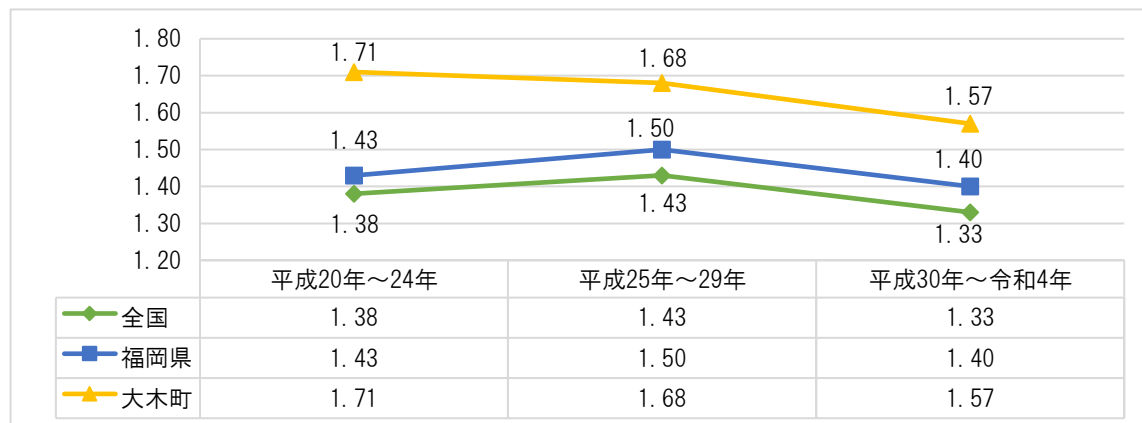
出生率をみると、大木町は概ね全国、県の間を推移しており、全体的に下降傾向にあります。



資料：人口動態調査、人口移動調査

② 合計特殊出生率の推移（バイズ推定）

合計特殊出生率について、大木町は全国、県と比較して、高く推移しています。





2 大木町のこれまでの取り組み

2 大木町のこれまでの取り組み

本町では、「大木町次世代育成支援行動計画 第2期おおきっ子「すこやか」プラン」（令和2年度～令和5年度）の基本理念である『「笑顔の子育ち・親育ち」みんなで育ちあうまち 大木町』の実現を目指すため、6つの基本目標を定め、次世代育成支援に取り組んできました。これまでの取り組みを振り返るとともに、子ども・子育て支援事業計画に向けての課題をまとめました。

基本目標1 未来を創る人づくり

【現状の取り組み】

- (1) 乳幼児期の心を育む教育・保育の提供・・・5事業
- (2) 子育ちを支援する教育環境の整備・・・9事業
- (3) 子どもたちの居場所・活動の場の充実・・・8事業
- (4) 子どもに対する相談体制の充実・・・2事業

【成果・課題等】

- (1) の事業において、ブックスタート事業を推進。令和3年度より、4か月健診時に加え、2歳児健診時、3歳児健診時においても読み聞かせ及び絵本の贈呈を行っている。
- (2) の事業の中で、「少人数学級の推進」を行っているが、教職員の確保が課題となってきた。

基本目標2 家庭(親)の育てる力を支援

【現状の取り組み】

- (1) 親育ちへの支援・・・4事業
- (2) 保育ニーズに対応した支援サービスの充実・・・10事業
- (3) 子育てに関する相談・情報提供の充実・・・4事業
- (4) 経済的負担の軽減・・・3事業

【成果・課題等】

- (1) の事業の中で、令和6年4月に開設された「こども家庭センター」において、ワンストップ窓口での妊娠期から子育て期までの支援を行っている。
- (3) の事業において、「こども家庭センター」にて他機関との連携を図りながら、多様な相談に応じている。
- (4) の事業において、令和5年度をもって「多子世帯応援カード」が廃止となったが、令和5年度より第2子以降の学校給食費が無償となっている。また、令和6年10月から、児童手当抜本的拡充によって、高校生年代まで児童手当の支給対象が拡大し、第3子以降の手当額が増額される。

基本目標3 子育て家庭を支援する地域づくり

【現状の取り組み】

- (1) 地域における子育て家庭への支援・・・3事業
- (2) 地域における子育てネットワークの育成・支援・・・2事業
- (3) 地域づくりのための人材育成の推進・・・4事業
- (4) 子どもの安全を確保する活動の推進・・・5事業

【成果・課題等】

(1) の事業の中で、令和5年度より「ファミリー・サポート・センター事業」について、利用料の助成を行っている。

(4) の事業において、通学路の安全確保を図るために関係機関と会議を行い、町のホームページに検討状況を公開している。

基本目標4 子どもと子育て家庭の健康づくり

【現状の取り組み】

- (1) 切れ目ない妊産婦、乳幼児への保健対策の推進・・・7事業
- (2) 学童期・思春期保健対策の充実・・・3事業
- (3) 食育の推進・・・6事業
- (4) 医療の充実・・・1事業

【成果・課題等】

(1) の事業において、令和6年4月からの「こども家庭センター」開設により、妊娠期の面談や家庭訪問を強化し、産後ケア事業等切れ目の無い支援につなげている。

(4) の事業において、特定不妊治療が保険適用となったため、令和5年度より町の助成を終了。特定不妊治療の中でも、高度治療については県が引き続き助成を行っている。

基本目標5 特に配慮の必要な子どもと家庭への支援

【現状の取り組み】

- (1) 児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援・・・6事業
- (2) ひとり親家庭への支援・・・3事業
- (3) 障がいのある子どもと家庭への支援・・・8事業
- (4) 生活困窮家庭への支援・・・2事業

【成果・課題等】

(1) の事業において、令和5年度に養育支援家庭に対し194件訪問を実施。年々、支援内容が複雑・困難化しており、専門性の高い支援が求められている。

(3) の事業において、放課後等デイサービス事業への移行により、社会福祉協議会による放課後型日中一時支援事業は廃止となった。

基本目標6 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

【現状の取り組み】

- (1) 雇用環境等の整備促進・・・4事業

（２）男女が共に担う子育ての推進・・・３事業

【成果・課題等】

（２）の事業において、プレパパ・プレママ学級等を実施しているが、男性のみを対象とした講座は実施できていない。



3 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果の概要

(1) 調査の方法

	大木町子育てに関するアンケート
(1) 調査対象者	町内在住の 0～15 歳の子どもがいる世帯
(2) 調査対象者数	1,091 件
(3) 調査方法	郵送
(4) 調査実施期間	令和 6 年 1 月 30 日（火）～3 月 20 日（水）

(2) 回収状況

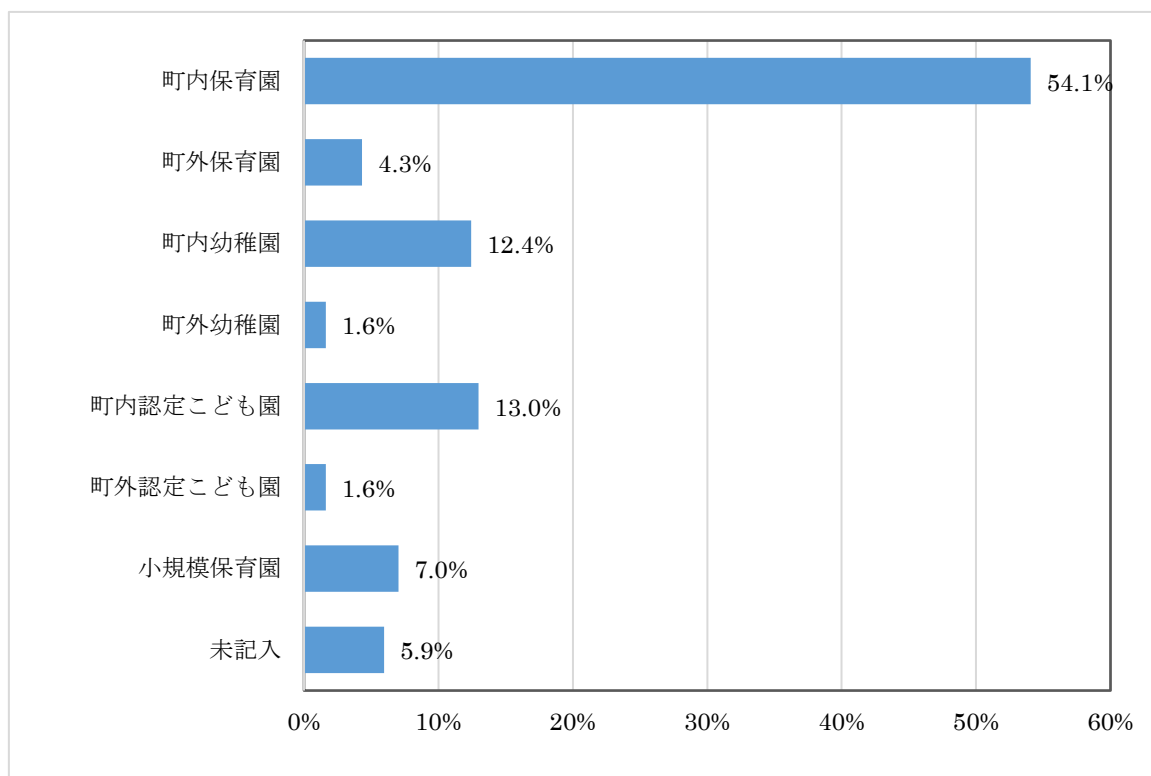
調査名	配布数	回収数	回収率
子育てに関するアンケート調査	1,091 件	458 件	42. 0%

(3) 結果概要

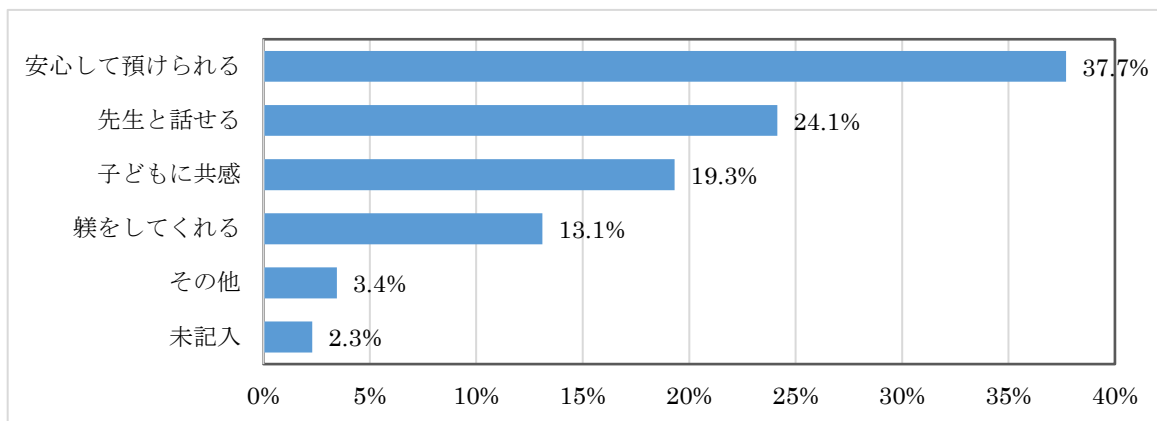
① 保育園や認定こども園に対するニーズについて

回答者の内、約 4 割の世帯が保育施設を利用。保育施設に対し、「安心して預けられる」という養護的な面と「先生と話せる」という子育て支援を求める回答がみられました。

■ 保育施設の利用状況 単数回答 全体 (N=185)



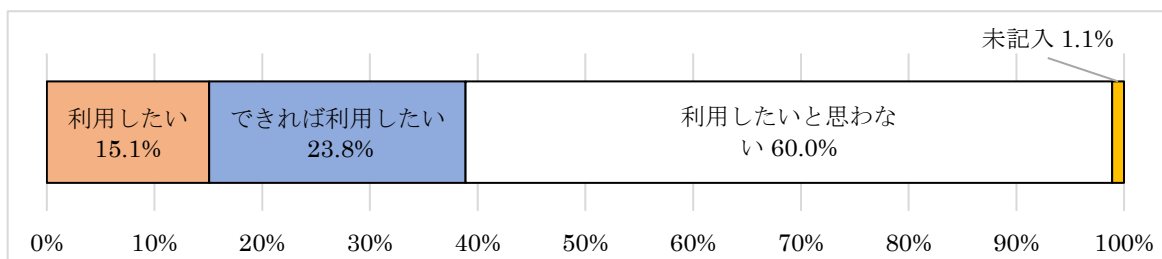
■ 保育施設に求めること 複数回答 全体(N=435)



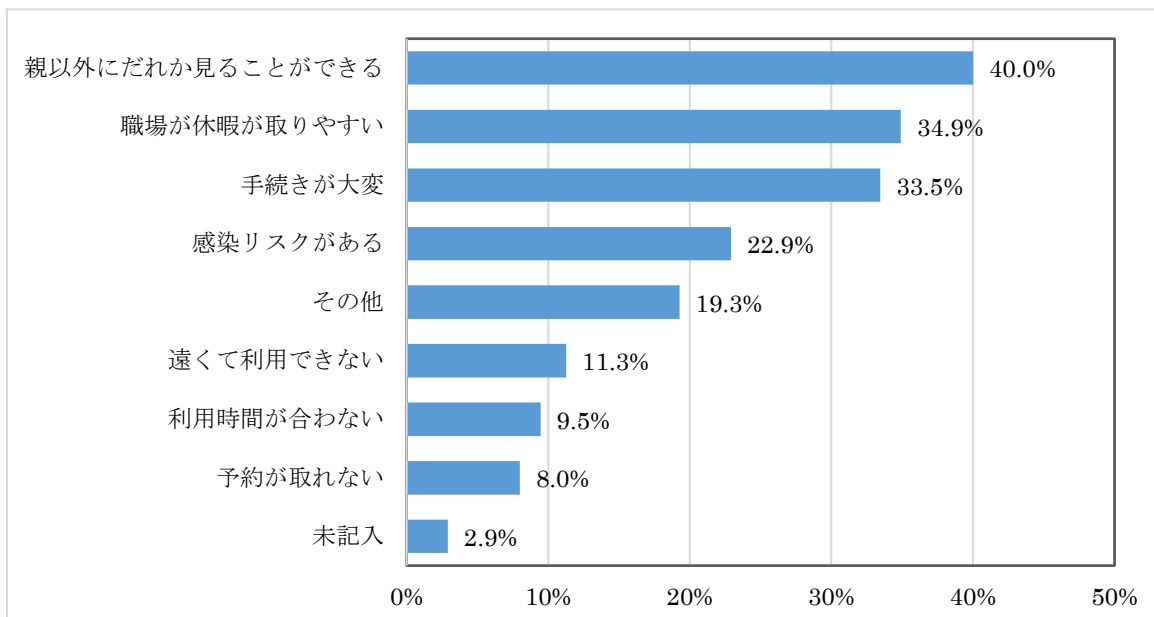
②病児・病後児保育事業の利用意向について

令和5年度より、県内の病児・病後児保育の利用料が無料となりました。経済的な負担はなくなりましたが、6割の方が病児・病後児保育事業を「利用したいと思わない」と回答しました。

■ 「病児・病後児保育事業」の利用希望 単数回答 全体(N=458)



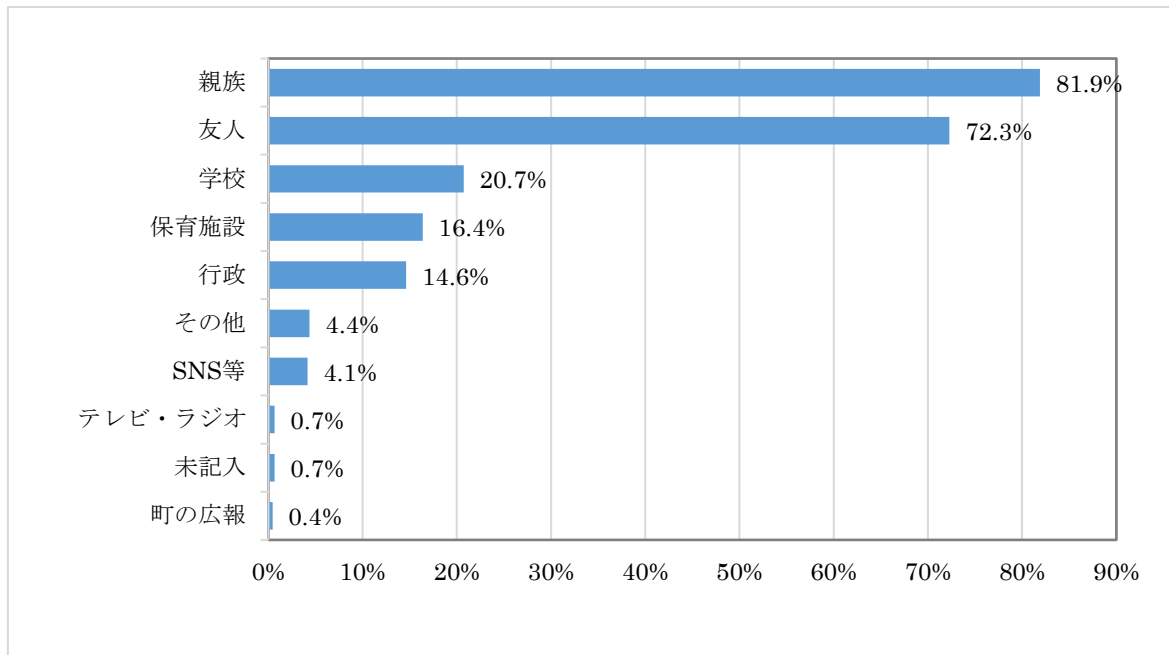
■ 「利用したいと思わない」と答えられた方の理由 複数回答 全体(N=275)



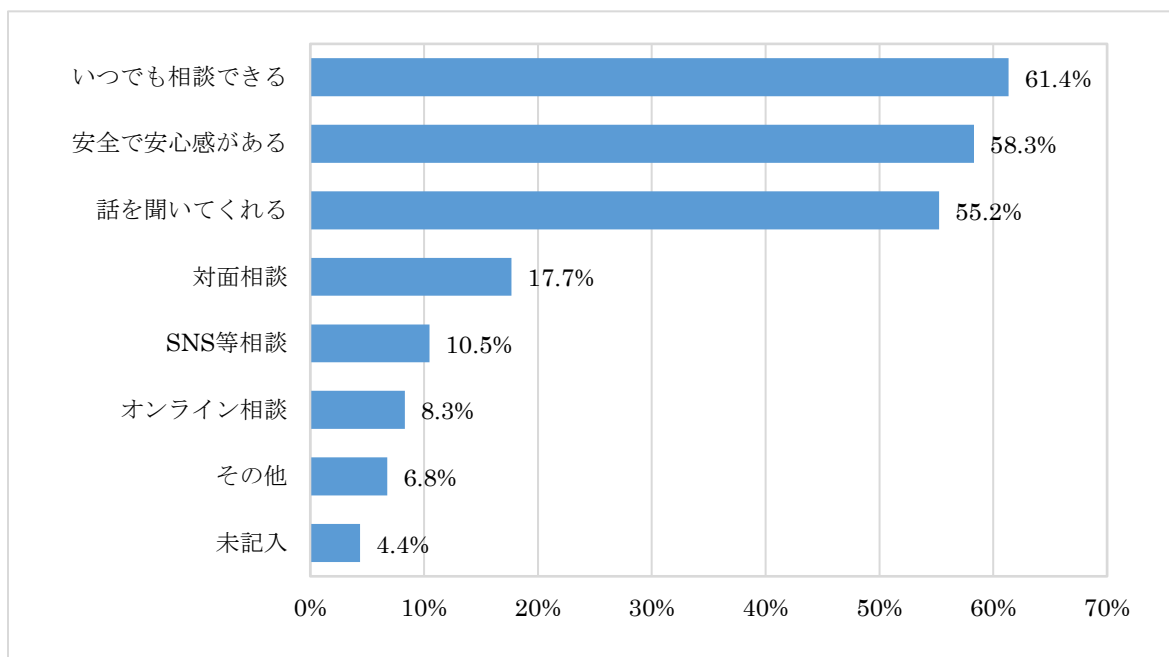
③子育てに関する相談について

子育てに悩んだときに相談できるかという問いに対して、9割以上の方が「できる」との回答でした。相談相手としては「親族」が約8割と最も多く、「友人」が約7割、「学校・保育施設」が合わせて3割以上となっています。相談機関については「いつでも相談できる」体制を求める意見が多く、「安全で安心である」「話を聞いてくれる」と回答された方が5割以上みられました。

■子育てについての相談相手 複数回答 全体(N=458)



■相談機関に求めること 複数回答 全体(N=458)

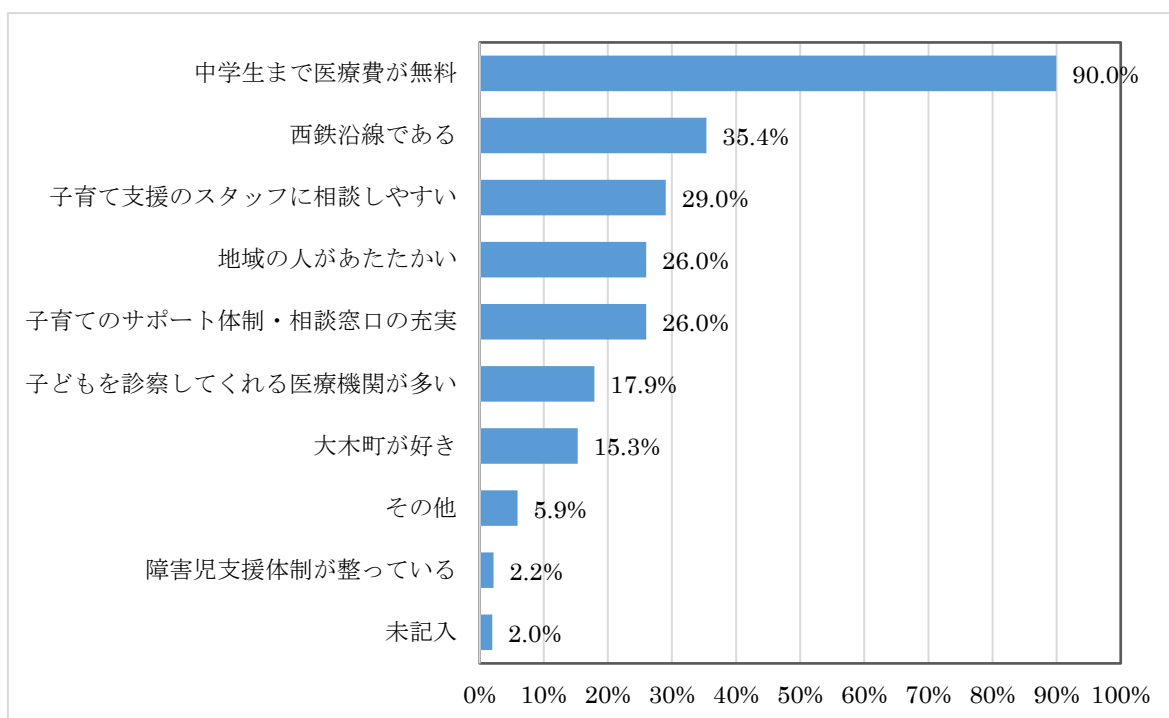


④大木町の子育て支援について

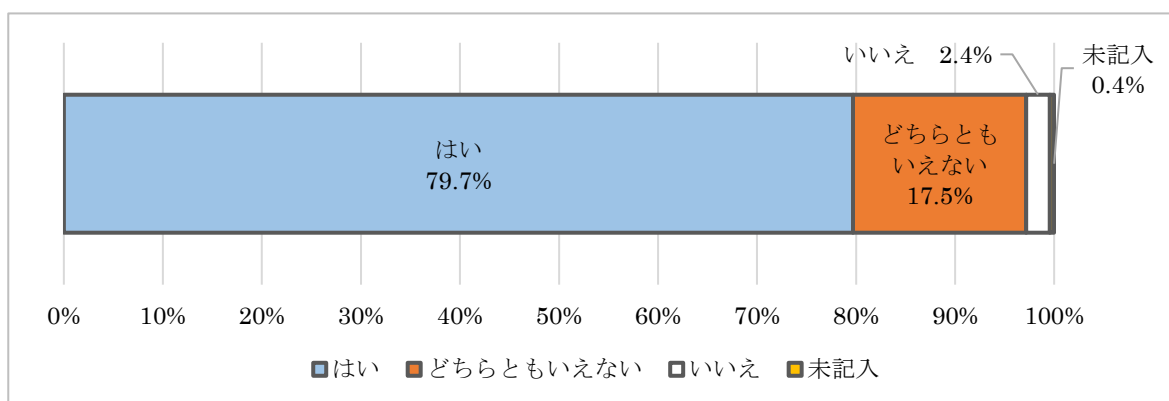
大木町の子育て支援の良い点について、9割の方が「中学生までの医療費無料」と回答しています。これからも大木町で子育てをしたいかという問いについては、約8割の方が「はい」と回答しており、子育て支援への満足度がうかがえます。

次に、大木町に対してどのような子育て支援の充実を図ってほしいと思っているかについてみると、「子どもが自ら成長できるような体験活動を増やしてほしい」といった子どもの自主性をはぐくむための場の確保に関する支援や、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」、「保育にかかる経済的負担を軽減してほしい」といった、医療や経済的な支援の充実を望まれている傾向があります。

■大木町で子育てしてよかったと思うこと 複数回答 全体(N=458)

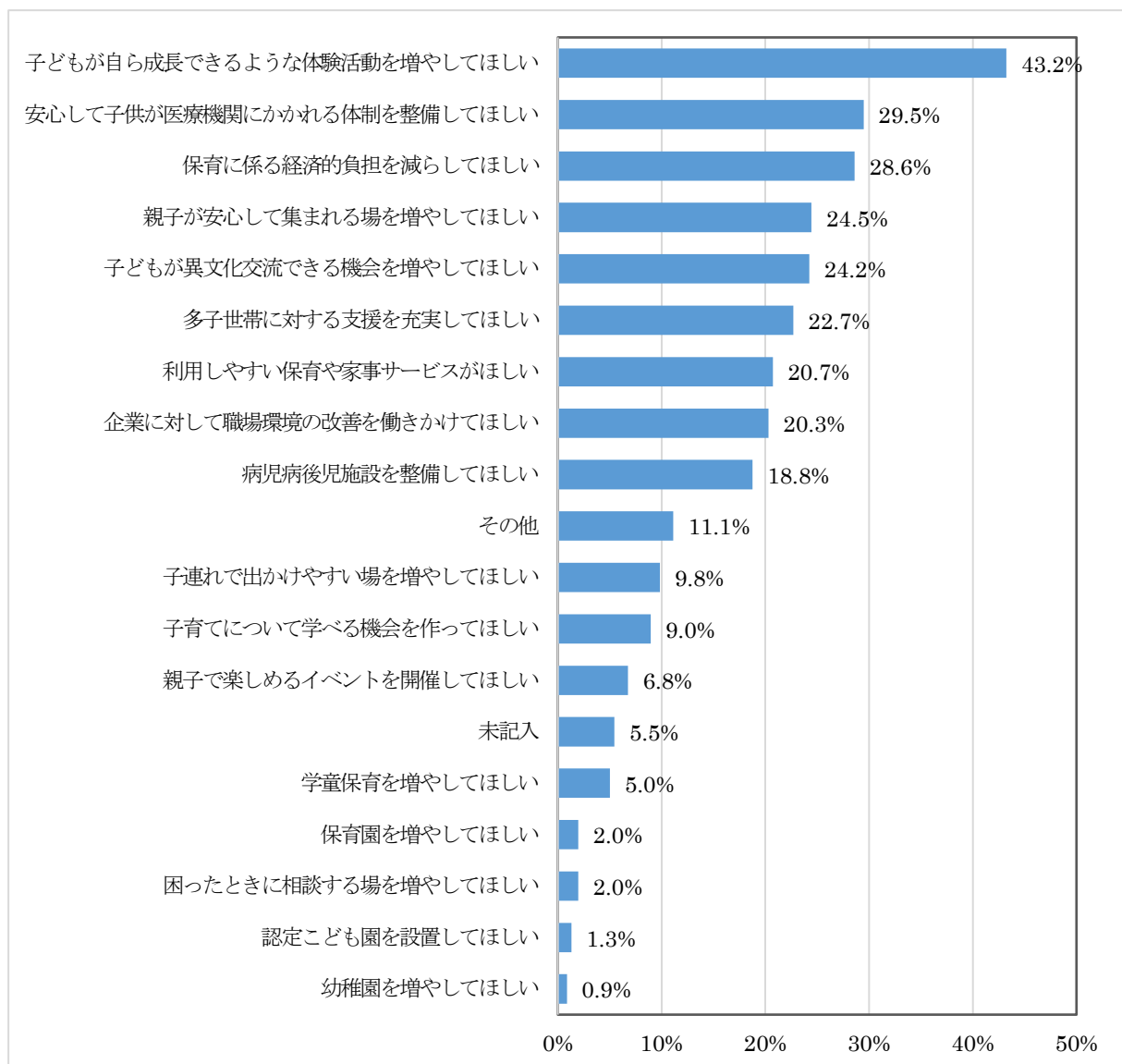


■これからも大木町で子育てしたいか 単数回答 全体(N=458)



■大木町に対して、どのような子育て支援の充実を図ってほしいと思っているか

複数回答 全体(N=458)



第3章 計画の基本的な考え方



1 基本理念

私たちのまちの未来を輝かせてくれるのは、こどもたちの存在です。

こどもを権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こどもの今とこれからの最善の利益を図ることが重要です。そのためには、こどもや子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話をすすめていきます。

また、自主性や積極性、やさしい心を育むためには、まわりの大人が愛情をもってこどもたちに接しながら親子がともに育っていく環境が大切です。

大木町では若い世代が家庭や子育てに希望を持ち、その希望をかなえられる生活基盤の安定を図るとともに、地域の宝であるこどもを守り、育ていくため、社会全体が力を合わせて切れ目のない支援に取り組んでいきます。

年齢や家庭環境、障がいの有無など個人がおかれている状況に関わらず、全てのこどもたちが自分らしく、夢や希望を持ちながら幸せな状態（ウェルビーイング）で成長できるまちを目指すため、以下の理念を掲げます。

**すべてのこどもが 安心して
笑顔で暮らせる 大木町**



2 基本的な視点

1. こどもの権利を尊重し、こどもの最善の利益を第一に考える（子ども・若者の視点）

本計画の主演は、子ども・若者です。

子ども・若者を社会の一人と捉え、その声を丁寧に聞き取り、対話することで、「こどもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子ども・若者の視点に立ち、その権利を保障し、健やかな成長を支援します。

また、ライフステージや一人ひとりの状況に応じた切れ目のない支援を行い、すべての子ども・若者一人ひとりが持つ個性豊かに生きる力を発揮することができる環境づくりを推進します。

2. こどもとその家族への切れ目のない支援（保護者・家庭の視点）

すべての保護者やその家族が、子育てに対する不安・孤立感を感じることなく、喜びや生きがいを感じながら安心して子育てができるよう、また若い世代が、それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産みそだてられるよう、妊娠期から切れ目なく見守り、適宜必要な支援を行います。

子育て支援が親の肩代わりをするのではなく、親自身が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような親育ちの支援と子育て家庭の多様なニーズに対応した子育て支援サービスの提供を推進します。

3. 地域全体でこども、子育てを支える（地域の視点）

こどもは地域の宝であり、未来を創る大切な存在です。こどもの健やかな育ちと子育てを支えることは、こどもや保護者の幸せにつながるだけでなく、将来の大木町の担い手を育成する重要な未来への投資です。

そこで、家庭や行政だけではなく、地域、学校、職場など社会におけるあらゆる担い手が、子育て支援や子どもの育成を自らの課題としてとらえ、社会全体で取り組む重要な課題であるという共通認識を持ち、協働して取り組むことが重要です。

そして、こどもの笑顔で、親が、地域が元気になるよう、それぞれの役割のもとで協働してこども自身の育ちや子育て支援を支えあい、育ち合っていける仕組みづくりを推進します。

3 基本目標

基本目標1 こどもの権利を守る取り組み

こどもは、生まれながらにして一人ひとりが個性のある人格を持ったかけがえのない存在であり、人権が尊重されなければなりません。こどもを社会の一員として、社会の中心に捉える「こどもまんなか社会」への取り組みの推進に向け、意見を聴くこと、その意見を尊重することを約束します。

基本目標2 未来を創るこどもが健やかに成長できる環境づくり

子どもたち一人ひとりが自分のよさや可能性を大切に、自らの豊かで幸せな生き方を切り拓く力や他者を思いやる心を育むことができるよう、保育・教育に関する施策を推進します。子どもの育ちと学びの連続性・一貫性を保障するために、幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続を目指します。

学校教育においては、確かな学力の向上、豊かな心の育成、健やかな体の育成を柱として、信頼される学校づくりを進めます。特に、放課後等の子どもたちの居場所づくりの充実を図るとともに、子ども自身の自ら育つ力を育む取り組みを推進します。

また、悩みや不安を持つ子どもへの相談機能の充実を図ります。

基本目標3 安全・安心に子どもを産み育てられる環境づくり

子どもたちが心身ともに健やかに生まれ、育つことができるよう、妊娠期から乳幼児期を通じた継続的な支援の推進と併せ、次代の親である学童期・思春期の保健対策の充実及び医療の体制づくり、生きていくうえでの基本である「食」を大切にできる食育屍の取り組みを推進します。

親は、家庭が人間の発達的基础を育む場として責任があることを自覚することが大切です。子どもの発達過程を知り、段階に応じた関わり方など「親」としてのあり方に関する学習の機会や情報の提供を行うとともに、親の育児力向上に向けた取り組みを推進します。

また、親自身が安心して子育てを行い、子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、子育て家庭の多様なニーズに応じた子育て支援サービスの提供ができる環境整備を進めます。

基本目標4 こどもと子育て家庭を支援する地域づくり

こどもが心豊かに、健やかに、そして他者を思いやる心を持って育っていくためには、まわりのたくさんの大人が、こどもの成長に関わるとともに、いっぱいの愛情を注ぐことが大切です。

そのために、身近な地域の様々な世代の人々が子育てやこどもの育ちを応援する環境づくりや、こどもたちが様々な体験を通してたくましく成長できる遊び・学びの機会、地域において安心してのびのびと活動できる場の充実に努めます。

また、子育て支援の裾野を広げるためには人材育成が必要です。子育てに関心のある人が気軽に子育てに関わることができる大木町ならではの子育て支援ネットワークづくりを進め、こどもの育ちを地域全体で支え、そしてともに育つことのできる地域づくりを進めます。

基本目標5 きめ細やかな対応が必要なこどもへの支援

家庭における経済的困窮や養育能力の低下、疾病、障がい等の様々な問題を背景に、児童相談所への児童虐待相談・通告受理件数が増加傾向にあります。

本町における児童虐待防止対策として、直接子どもに関わる者の人材育成をはじめ、児童虐待の未然防止から早期発見・重篤化の防止、更には再発予防のために、要保護児童対策地域協議会組織の機能を強化させます。

また、ひとり親家庭や障がいのある子ども、不登校やいじめ問題、ヤングケアラーなど、特にきめ細やかな支援が必要な子どもや子育て家庭への支援を充実するとともに、そうした子育て家庭の親同士が交流できる機会を確保します。

基本目標6 子ども・若者が未来に希望が持てる環境づくり

子ども・若者が生まれ育った環境に左右されず、結婚、子育ての希望を応援できる取り組みを行います。そのためには子育て環境の充実や出会い・結婚応援への取り組みも必要です。さらに子育てと仕事を両立させることは、未来の社会を豊かに創造することであると理解し、町民、事業所、行政みんなが力を合わせて、「育む」ことに対してやさしい職場環境や地域環境を創りだすことが大切です。そこで、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図れるような多様な働き方を実現し、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消するための啓発や諸制度の普及等に取り組めます。



4 施策体系

基本理念

基本目標

基本施策

基本目標1
こどもの権利を守る
取り組み

- (1) こどもが権利主体であることの理解促進
- (2) こどもの意見表明とその尊重

基本目標2
未来を創るこどもが
健やかに成長できる
環境づくり

- (1) 乳幼児の心を育む教育・保育の提供
- (2) こどもの生きる力の育成と教育環境の整備
- (3) 学童期・思春期保健対策の充実
- (4) グローバル社会で活躍を目指す子どもへの支援
- (5) 多様な遊びや体験活動・社会参画の推進
- (6) 居場所づくりの推進

基本目標3
安全・安心に子ども
を産み育てられる環
境づくり

- (1) 妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援
- (2) 保育ニーズに対応した支援サービスの充実
- (3) 子育てに関する相談・情報提供の充実
- (4) 経済的負担の軽減
- (5) 切れ目ない妊産婦、乳幼児への保健対策の推進
- (6) 食育の推進
- (7) 医療の充実

基本目標4
こどもと子育て家庭を
支援する地域づくり

(1) 地域における子育て家庭への支援

(2) 地域における子育てネットワークの育成・支援

(3) 地域づくりのための人材育成の推進

(4) 子どもの安全を確保する活動の推進

基本目標5
きめ細やかな対応が必要
なこどもへの支援

(1) 児童虐待の未然防止と切れ目ない総合的支援

(2) ひとり親家庭への支援

(3) 障がいのある子どもと家庭への支援

(4) 生活困窮家庭への支援

(5) 不登校やいじめ、引きこもりに対する支援

(6) ヤングケアラーへの支援

基本目標6
こども・若者が未来に希
望が持てる環境づくり

(1) 雇用環境等の整備促進

(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援の推進

(3) 男女がともに子育てと仕事を両立できる環境づくり

第4章 計画の内容



基本目標 1 こどもの権利を守る取り組み

2023（令和5）年4月に、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（以下、「こどもの権利条約」という。）の精神にのっと他「こども基本法」が施行されました。

こども基本法に基づき、子ども施策を総合的に推進するため、2023（令和5）年12月に閣議決定された「こども大綱」では、こどもは生まれながらに権利の主体であると明記され、その権利保障がうたわれています。

すべてのこどもが権利を保障され、健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる社会づくりに向けて、こどもが権利の主体であることを社会全体で共有することが求められます。

また、こどもの最善の利益を実現する観点から、年齢や発達に応じて、こどもが自己に直接関係することについて意見を表明できる機会を確保するとともに、その意見を尊重することが必要です。

(1) こどもが権利主体であることの理解促進

こどもが権利の主体であることを社会全体で共有し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こどもの今とこれからの最善の利益を図るための取組を進めていくことことで、すべてのこどもが身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもの健やかな成長を社会全体で後押しできるよう努めていきます。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業概要	担当課
こどもが権利の主体であることの啓発	こどもが権利の主体であることの理解と関心を深めるためのイベントや啓発事業を行います。 周知・啓発に当たっては、SNSでの発信などこどもに伝わりやすい方法を検討します。	こども未来課
学校現場におけるこどもの権利に関する理解促進	こどもの権利に関して、児童生徒や教職員の理解促進を図るとともに、学習指導要領等に基づいた教育活動を推進します。	こども未来課

(2) こどもの意見表明とその尊重

こども基本法においては、こども施策の基本理念として、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が掲げられています。

子ども自身の育つ力を育むために、子どもが自らに関する子ども施策に対して企画したイベント等をみんなで応援し、子どもたちが町政やまちづくりへ意見の表明を行い、それが実際にまちづくり等に反映できる仕組みづくりを推進します

■ 主な取り組み事業

事業名	事業概要	担当課
こども施策に対するこどもの意見反映	こどもや保護者等の意見をこども施策に反映させるため、幅広い年齢や様々な環境のこども、保護者、関係団体の意見聴取を実施します。 なお、聴取した意見については、わかりやすくフィードバックを行います。	こども未来課
こどもの権利に関する相談対応の推進	こどもが困難を抱えるときに助けを求められるよう、それぞれの悩みに応じた相談窓口等の情報を周知します。	こども未来課



基本目標 2 未来を創る子ども・若者が健やかに成長できる環境づくり

(1) 乳幼児期の心を育む教育・保育の提供

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣など、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であるので、子どもの感性を育む教育・保育の推進と子どもの育ちを支援する者の専門性の質向上を図ります。

また、認定こども園・保育園から小学校入学後の生活や学習が円滑につながるように、小学校との連携を強化します。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業概要	担当課
ブックスタート事業の推進	4か月乳児健診時に赤ちゃんと保護者に、赤ちゃんにおすすめの絵本を渡します。 また、フォローアップとして、2歳児健診、3歳児健診、小学校入学時に絵本のプレゼントを行います。	地域づくり課
乳幼児期の環境教育の推進	自然や環境について考える子どもを育てるために、園や家庭で楽しみながら子どもたちにできるエコ活動の取り組みを推進します。 また、各園で環境出前講座を開催し、乳幼児期における環境意識の向上を目指します。	認定こども園 各保育園 環境課
質の高い教育・保育の推進	子どもの感性を育むために、遊びや自然とのふれあい（音、匂い、感触）、生活体験等を大切にした教育・保育を推進します。 子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供するために、保育教諭等への研修会を継続実施していきます。 また、教育・保育の自己評価を行います。	認定こども園 各保育園
保育園の第三者評価の推進	保育の質の向上や保護者からの信頼を高めるため、第三者評価機関による審査・評価を受けます。 また、評価結果を認可保育園全体のものとして捉えて改善に取組み、保育の質の向上を図ります。評価結果についても公開します。	公立保育園
幼・保、小連絡協議会活動の促進	幼児の発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育及び小学校教育の連携・充実を図ることで、子どもの発達課題に対して、適切な時期に適切な対応ができるようにします。	こども未来課 認定こども園 各保育園

(2) こどもの生きる力の育成と教育環境の整備

児童生徒が個性豊かに、主体的に生きることができるよう学校教育の充実に努めます。

また、豊かな心の育成を図るために、人権尊重の精神や生命に対する慈しみ、資源を大切に
する心を具体的な生活の中に活かせるよう、次世代育成の視点も踏まえながら、授業の充実や
様々な体験活動の推進に取り組みます。

次代の担い手である子どもが、自立してたくましく生き抜くことができるよう「生きる力」の育成、具体的には知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力、学ぶ意欲を育成するとともに、地域の教育資源を積極的に活用して人権や命、環境を大切にする心を豊かに育む授業の充実に取り組みます。さらに、学校と保護者や地域の人々が協力し知恵を出し合い、「共に子どもを育てる」開かれた学校づくりのため、学校運営協議会制度の充実に努めます。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業概要	担当課
人権教育の推進	教育活動全体を通じて、お互いに人間として尊重し合う人権教育に取り組みます。	こども未来課
妊婦・乳幼児ふれあい体験事業	次代の親となる中学生を対象に、妊婦や乳幼児とふれあう機会を提供し、命の大切さや育児について学習します。	こども未来課
「命」を育む教育	次代の親を育てるという観点から、学校の協力を得て、例えば児童生徒を対象に「赤ちゃん学校訪問」や助産師による命の教育等を推進し、命の尊さや思いやりの心を育みます。	
環境教育の推進	ごみを資源として利用する大木町の特色を学び、自然や社会環境を考えたまちづくりをする子どもたちを育てるために、小中学校の授業カリキュラムの中で環境教育を推進します。	環境課
地域人材活用事業「ゲストティーチャー制度」	幅広い分野での地域の人材を活用して、地域の文化、歴史、農業、防災等自分たちが住むまちについて学習するとともに、元気印の大人の生き方について直接触れる機会を提供します。	こども未来課
多様な指導方法の充実	学年や教科等の特質に応じて、子どもが学習内容を確実に身につけるために、個別指導やグループ別指導、習熟度に応じた指導、発展的な学習など指導方法を充実させます。	こども未来課
学校運営協議会制度の充実	学校運営に地域住民や保護者などが参画する学校運営協議会の取り組みを充実します。	地域づくり課 こども未来課
小・中学校の計画的な施設整備の推進	学習及び生活のための空間を、安全・安心で豊かな施設環境を確保するため、計画的に施設整備の推進を図ります。	こども未来課

(3) 学童期・思春期保健対策の充実

次代の親となる思春期の子どもたちが心身ともに健康に育つよう、保健対策の充実に努めます。

また、スマートフォン等の普及に伴い、SNS等が介在したいじめ、性犯罪等の被害、長時間利用による生活の乱れ等の問題が起きています。インターネットの適正利用に向けて、こどもや保護者に対する教育・啓発等の取り組みが必要となっています。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業概要	担当課
性感染症予防教育の推進	性に関する健全な情報が持てるよう、性や性感染予防に関する正しい知識の普及を図ります。	こども未来課
薬物乱用等防止教育の推進	喫煙や薬物等に手を出さないよう、喫煙や薬物等が体に及ぼす様々な影響について学習の機会や情報提供を進めます。	こども未来課
メディアやスマホ、SNS等の安全な使い方	電子メディアの長時間利用による生活の乱れや、インターネット・スマホ等によるいじめなどの人権侵害や犯罪等も増えてきています。そこで、電子メディアの安全な使い方について、児童生徒をはじめ、保護者に対しても啓発を推進します。 また、電子メディアが乳幼児にまで浸透してきており、その乳幼児に与える悪影響について、保護者への啓発推進に努めます。	こども未来課

(4) グローバル社会で活躍を目指すこどもへの支援

グローバル社会が急激に進展する中で、国際的な視野を持ち、異文化や多様な価値観を尊重しながら、他者と協働することができるこどもが求められています。

大木町教育委員会が作成している大木町教育大綱の施策にも「社会の変化に対応する力を育成する教育の推進」を掲げています。

また、ひしのみ国際交流センターと連携し、国際化豊かなこどもの育成を行います。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業概要	担当課
情報教育の推進	情報社会に対応するため、基本的な知識・活用能力の育成や情報モラルの習得など様々な視点から基本的な知識・能力等を育成します。	こども未来課
英語教育における外国語指導助手（ALT）の活用	外国語指導助手を各学校へ派遣し、英語教育に活用します。	こども未来課
ひしのみ国際交流センター	こどもたちの国際的な視野を広げるため、台湾を始めとした交流事業者ひとり旅にこどもたちの派遣をします。	こども未来課

(5) 多様な遊びや体験活動・社会参画の推進

遊びや体験は、こどもの健やかな成長の原点であり、遊びや体験活動を通じてこどもが自己有用感、自己肯定感を高め、チャレンジ精神、コミュニケーション能力、他者への思いやり等を養うことが必要です。こどもの生活において、異年齢の仲間や地域の大人との交流、生活体験・社

会体験・自然体験などの減少が指摘されています。自然にふれる機会や様々な世代の人とふれあう機会など多様な交流・体験機会を提供します。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業概要	担当課
スポーツ教室の開催	小学生を対象に、いろんなスポーツに慣れ親しむために、教室を開催します。	地域づくり課
通学合宿事業	子どもたちに共同生活の機会を与え、自らの手による衣・食・住の生活体験を通して生活技能を体得し、お互いの立場や役割を理解し、協力し合っ てより良く生活することができる能力を高めることを目標に実施します。	地域づくり課
わんぱく体験隊	自然体験・昔遊び等を通して、感性豊かな子どもを育てる、わんぱく体験 隊を実施します。 ＊レクリエーション・川遊び・カヌー・トレッキング・オリエンテーリン グ等。	地域づくり課
児童生徒によるまちづくりへの参加促進	心豊かで、住みよい大木町を目指すためには、まちづくり等への児童生徒 の意見を取り入れることが大切です。 例えば児童生徒による模擬議会等を開催したり、町民参画のワークショッ プ等に、児童生徒が関わられるように促進します。	関係機関
堀干し体験	大木町のシンボルともいえる「堀」、その堀に親しみ、昔ながらの保全方 法を学ぶため、堀干し体験を行います。	地域づくり課 こども未来課

(9)居場所づくりの推進

子どもが安全・安心に過ごせる場や異年齢の子どもたちが集団で遊ぶ機会の減少、並びに地
域の大人たちとの関わりが減りつつある今、放課後や夏休みなどを安全・安心に過ごせる居場
所の確保、及びそれを支える地域の仕組みを整備します。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業概要	担当課
放課後児童 健全育成事業 (学童保育)	保護者が就労等により、放課後に家庭で子どもをみることができない小 学校児童に対して、家庭的な雰囲気の中で遊びと生活の場を提供しま す。	こども未来課
放課後子ども教 室	家庭科室、理科室等の学校施設を利用し、地域の人が先生となって、子 どもたちに様々な体験・交流・学習活動をさせ、子どもたちの自主性・社 会性・創造性を養います。	地域づくり課 こども未来課

事業名	事業概要	担当課
学童保育と放課後子ども教室との連携	放課後子ども教室と学童保育事業とを一体的に、又は連携して実施していきます。	こども未来課 地域づくり課
こどもの居場所づくりの推進	地域におけるこどもの居場所づくりを推進するとともに、その活動を支援します。	こども未来課
夏休みの居場所づくり事業	子どもの安全・安心な居場所づくりと、心豊かでたくましい子どもを社会全体で育もうと、公共施設を活動の拠点として、地域住民が運営主体となり、遊びや自然体験などの多彩な活動を夏休み期間中に実施します。	社会福祉協議会



基本目標3 安全・安心に子どもを産み育てられる環境づくり

(1) 妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援

親は、妊娠が分かった時から育児が始まったということと、家庭が子どもの発達の基礎を育む場として責任があることをまず自覚することが大切です。

そこで、子どもの発達過程を知り、発達段階に応じた関わり方など「親」としてのあり方に関する学習の機会を提供します。その学習のやり方については、親自身の育児力を上げるような工夫をします。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業概要	担当課
こども家庭センター	妊娠期から子育て期までのこどもやその保護者等を対象に、こどもに関する様々な悩みや問題に対し、相談・支援を実施します。	こども未来課
プレママパパ教室	専門職による妊娠・出産・育児についての指導や助言、実習を行います。また、参加者同士の交流を図り、妊娠中からの子育て仲間づくりを目指します。	こども未来課
赤ちゃんセミナー	初めて親になる母親を対象に、育児支援プログラム（親子愛着形成事業）を実施します。	こども未来課
子育てサークルの育成と支援	子育てサークルづくりを支援し、活動の場所提供や、活動を支援する体制づくり、サークルリーダー養成のための研修会などを実施します。	こども未来課

(2) 保育ニーズに対応した支援サービスの充実

子ども・子育て支援制度に基づく事業への円滑な移行を図るとともに、認可保育園や地域型保育事業の整備など待機児童を発生させない供給体制の確保、保育水準の維持向上に努めます。

また、保護者の生活実態やニーズを踏まえた多様な保育需要に対応し、子どもの育ち、親の育ちを保障するため、公私立保育園の連携を深め役割を明確にしながら、限られた財源を有効に活用した公立保育園の運営を目指すとともに、休日保育、一時預かり事業等の充実に努めます。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業概要	担当課
教育・保育施設の整備	教育・保育に関する「量の見込み」に応じ、就学前教育・保育施設の施設整備を推進します。	こども未来課

事業名	事業概要	担当課
地域型保育事業	3歳未満児の保育の受け皿として、教育・保育に関する「量の見込み」に応じ、地域型保育事業を実施できるように推進します。	こども未来課
学童保育所の施設管理	入所児童数に関する「量の見込み」に応じ、学校施設の活用や放課後子ども教室の連携も含めた施設の活用・施設の維持管理を行います。	こども未来課
延長保育事業	保育園の開所時間（1日11時間）を超えて、延長保育を実施します。	各保育園
休日保育事業	保護者の就労形態の多様化により、日曜日・祝日等の保育ニーズに対し、町内での受け皿を確保します。	保育園
一時預かり事業（一般型）	保護者の疾病や災害、冠婚葬祭、育児疲れ等により、一時的に保育を必要とする児童に対し、保育園において一時的に保育を実施します。	保育園 認定こども園
一時預かり事業（幼稚園型）	幼稚園、認定こども園の在園児を対象に、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童の預かり保育を実施します。	認定こども園
障がい児保育	保育所において特別に支援が必要な障がい児に対して、個に応じた細やかな保育が行えるように、保育士の確保のための補助金を交付します。	こども未来課
保育補助者の配置	保育に係る周辺業務や保育士の補助を行う保育補助者等を保育所へじゃ位置する費用の一部を助成することにより、保育士の業務負担軽減を図ります。	こども未来課
保育士人材確保事業	保育士の確保を目的に、町内保育施設と連携し、就職促進事業として給付金を支給します。 また、保育士の離職防止に対し、保育士へのアンケートを実施する等対策を行います。	こども未来課
認定こども園の移行支援	就学前児童に幼児教育・保育を保護者の就労の有無に関わらず一体的に提供するとともに、地域における子育て支援を行う機能を備える認定こども園の設置を推進します。	こども未来課
病児・病後児保育事業	保育園、幼稚園等に通園している児童で、病気の安定期・回復期にあり、安静の確保に配慮する必要がある児童（小学校低学年児童を含む）に対し、保護者が就労等のやむを得ない理由により家庭で子どもをみることができない場合に病児保育施設で児童を保育します。	こども未来課
病児保育利用料の無料化及び助成	福岡県が行う病児保育の利用料無償化（1日2,000円を限度）において、自己負担が発生した場合に、その費用を助成することで、病児保育を利便性を高めます。	こども未来課
病児保育施設の整備	ニーズの高い病児保育施設の施設整備を行います。	こども未来課
ショートステイ事業	保護者が病気や仕事及び育児疲れ等で、児童の養育が一時的に困難になった場合、児童福祉施設において一定期間、児童の養育・保護し支援します。	こども未来課
トワイライトステイ事業	保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合、その他の緊急の場合において、当該児童を実施施設において保護し生活指導・食事の提供等を行います。	こども未来課

(3) 子育てに関する相談・情報提供の充実

子育てに関して迷ったり、不安になったりした時に気軽に相談でき、情報や知識を得る場所が身近にあると、保護者にとっては大きな支援となります。

子育て支援センターでは、多様な相談に幅広く対応できる相談体制を充実させるとともに、身近な地域で親子同士が交流し、情報交換のできる場を提供します。

また、子ども・子育て支援制度への移行に伴い、保護者が必要とするサービスを選択し、利用できるように、身近な相談機関である子育て支援センターに利用者支援専門職員（保育コンシェルジュ）を配置します。

子育てに関する情報をきめ細かく届けるために、ホームページやメール配信などSNSの活用で、常に新しい情報を発信します。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業概要	担当課
こども家庭センター	妊娠期から子育て期までのこどもやその保護者等を対象に、こどもに関する様々な悩みや問題に対し、相談・支援を実施します。	こども未来課
子育て支援センター事業 (再掲)	多様化する保育ニーズに対応するため、子育てに関する相談・情報及び子育て親子の交流の場の提供、並びに子育てグループの支援や各種サービスの提供など関係機関と連携して、子育て家庭を総合的に支援します。	こども未来課
利用者支援事業	子ども・子育て支援の推進にあたって、子育て家庭等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報の提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	こども未来課
子育て応援サイトの充実	子育てに関する各種情報・講座・教室の案内等の情報を広報やホームページで迅速に提供するように努めます。	こども未来課

(4) 経済的負担の軽減

子育て家庭の経済的な負担軽減を図るために、こども医療費助成や保育料の軽減については、引き続き実施します。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業概要	担当課
こどもに対する医療費助成	子どもが病気等をしたときに必要な医療が受けられるように、中学3年生まで保険診療の自己負担分を無料となるように助成します。	こども未来課
保育園・認定こども園利用者負担額の軽減（保育料）	令和元年10月より幼児教育・保育の無償化となりましたが、その対象外の子どもの特定教育・保育施設の保育料については、保護者の負担軽減のために、引き続き保育料を軽減します。	こども未来課
児童手当	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童の養育者に手当を支給します。	こども未来課

(5) 切れ目ない妊産婦、乳幼児への保健対策の推進

母子の健康を一貫して確保するためには、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じた継続的な関わりが求められます。

母親が妊娠期や出産後を安心して快適に過ごし、主体的に子育てに関わることができるよう、ハイリスクの妊婦だけではなくすべての産婦及び乳児のいる家庭を訪問し、健康への助言や指導、情報提供を引き続き行います。

また、乳幼児健診については、国の標準的な対象時期である4か月、10か月、1歳6か月、3歳に加え、2歳児も対象とし、きめの細かい体制をとっており、今後もこれらの事業の充実を図ります。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業概要	担当課
こども家庭センター	妊娠期から子育て期までのこどもやその保護者等を対象に、こどもに関する様々な悩みや問題に対し、相談・支援を実施します。	こども未来課
子育て支援センター事業（再掲）	多様化する保育ニーズに対応するため、子育てに関する相談・情報及び子育て親子の交流の場の提供、並びに子育てグループの支援や各種サービスの提供など関係機関と連携して、子育て家庭を総合的に支援します。	こども未来課

事業名	事業概要	担当課
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	保健師・保育士等が生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供並びに支援の必要な家庭に対する助言及びサービス提供を行うことにより、子育ての孤立化を防ぎ、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境の整備を図ります。また、産婦・乳児に関する保健指導や異常の早期発見に努めます。	健康課 こども未来課
養育支援訪問事業	保健師、保育士等が家庭訪問をし、個々の問題・ニーズ・課題を把握し育児の悩みや問題を早期に解決し、安定して育児ができるように支援します。	こども未来課
乳幼児健診	乳幼児が心身ともに健やかに発育・発達でき、保護者が自信と自主性をもって育児に臨むことができるよう、乳児(4・10か月児)健診・1歳6か月児健診・2歳児健診・3歳児健診を行います。	こども未来課
妊産婦訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業と併せて全産婦及びハイリスクの妊婦に対し、個別訪問により早期に関わることで、妊娠や出産、育児等に関する必要な知識の普及を図り、母親としての自覚を促します。また、自らの健康及び家族の健康にも関心が持てるよう促します。	こども未来課
妊婦健康支援	妊婦健康診査 妊娠中の異常を早期に発見、母体の健康保持増進を図ることで、安心、安全に出産でき、また健康診査受診者の経済的負担が軽減されることを目的に健康診査を実施します。	こども未来課
産婦健康支援	産婦健康診査 出産後間もない時期のお母さんのからだところの健康状態を確認するため、産後2週間及び産後1か月の産婦健康診査を公費負担により実施します。	こども未来課
産前・産後支援ヘルパー派遣事業	産前(概ね2か月)及び出産後間もない時期(概ね6か月)の母親が体調不良等のため家事や育児を行うことが困難で、家族の援助を受けることができない場合に、ヘルパーを派遣して家事や育児のサービスを提供します。	社会福祉協議会 こども未来課
妊婦のための支援給付金	子ども・子育て支援法に基づき、妊婦のための支援給付を行うことにより、妊婦等の経済的支援を実施します。また、切れ目ない支援を行う観点から、児童福祉法による妊婦等包括相談支援事業の支援を一体的に実施します。	こども未来課
妊婦等包括相談支援事業	妊婦やその配偶者等に対して面談等を行い、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。	こども未来課
母親の健康診査の充実	母親の健康確保のため、女性特有のがん検診(乳がん、子宮がん検診)を行います。	健康課

(6)食育の推進

乳幼児期から青少年期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、食事づくり等の体験活動や子ども参加型の取り組みを推進します。

大溝保育園を町の食育事業の中心に置き、こども家庭センター及び給食センターと連携し推進します。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業概要	担当課
妊娠・出産時の栄養食及び離乳食指導の推進	離乳食は人間が生きるために生涯を通して行う食事の大切な第一歩です。調理実習などを通して離乳食の基本について学べるようにします。また、妊娠中にプレ親クッキングを実施し、感度の高い時期だからこそできる食育を実施します。	健康課 こども未来課
幼児期における食育の推進	幼児期は基本的な生活習慣を身につける大切な時期ですので、望ましい食習慣について、保護者に普及啓発し、子どもの個々の発達に応じた「食べる力」を育むため、親子料理教室や健康教室等を行います。	こども未来課
	毎日の給食を、楽しい雰囲気の中で、おいしく食べることを大切に、安心・安全な旬の食材をつかった食育を実施します。特に乳児についての個別の配慮、またアレルギー対策等行います。	各保育施設
学校における食育の推進	夏休み等に、児童または親子を対象に、料理教室を実施します。	こども未来課
	学校給食における食育の推進を実施します。	
子どもの食物アレルギー講座	子どもの食物アレルギーについて、正しい情報や知識を提供し、不安や悩みが軽減できるよう支援します。	健康課 こども未来課 学校教育課
食生活改善推進員の活動支援	食生活習慣は家庭が基本となるので、在宅栄養士や食生活改善推進員等の活動を支援することで、正しい食生活を地域全体に広げます。	健康課
食育関係者によるネットワークの構築	食育に関わる者や地域で活動する管理栄養士等がネットワークをつくり、各々の活動の情報交換や連携することで、乳幼児から青少年期までの子どもの健康を推進します。	関係機関

(7)医療の充実

子どもの急な発病に対応できるよう、小児救急医療について関係機関と連携を図ります。

また、医療相談アプリを導入し、24 時間体制での相談を実施します。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業概要	担当課
小児医療体制の充実	久留米広域市町村圏事務組合において、子どもの急病時に安心できるよう、関係団体及び各医療機関と連携を強化し、夜間における小児救急医療体制の充実・確保に取り組めます。	健康課
医療相談アプリの導入	中学生以下の子どもを養育する世帯を対象に医療相談アプリの導入を行います。24時間いつでも小児科医や精神科医等の医師への相談体制を構築します。	こども未来課



基本目標 4 子ども・若者と子育て家庭を支援する地域づくり

(1) 地域における子育て家庭への支援

子どもは地域の宝であり、まわりの大人を笑顔に、元気にしてくれる存在でもあります。その大切な子どもが健やかに、心やさしく成長するには、まわりの大人が愛情をもって子どもたちに接するとともに、子育て家庭を温かく見守ることが大事です。

そこで、子育て、親育ちを支援するために、地域に住む人、子育て支援に関心のある人が気軽に関われるような校区コミュニティセンター事業やファミリー・サポート・センター事業など、小さい町らしい活動の仕組みづくりを検討します。

こども家庭センターをはじめ、認定こども園、保育園等は、地域に根ざした子育て支援施設として、子育てに対する情報や交流の場などを提供します。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業概要	担当課
こども家庭センター	多様化する保育ニーズに対応するため、子育てに関する相談・情報及び子育て親子の交流の場の提供、並びに子育てグループの支援や各種サービスの提供など関係機関と連携して、子育て家庭を総合的に支援します。	こども未来課
認定こども園・保育園等における地域子育て支援活動	在園児及び地域の未就園児の保護者に対して、子育てに関する相談や情報の提供、保護者同士の交流の機会の提供、未就園児の体験入園などを実施して、地域の子育てを支援します。	認定こども園 保育園 小規模保育所
地区公民館、校区コミュニティセンター活用事業	地域住民による地域の祭りや行事等に、地域の子どもたちが積極的に参加できるように、公民館等の活用を図ります。	地域住民 関係課
ファミリー・サポート・センター事業	育児援助を行いたい人と受けたい人を会員として組織し、地域において会員同士の育児に関する相互援助活動を支援します。現在は久留米広域事業として取り組んでいますが、将来は拠点を本町内に置きます。利用費用の一部助成を行い、保護者の負担軽減を図ります。	こども未来課

(2) 地域における子育てネットワークの育成・支援

「子育て・親育ち」を支えたいという同じ目的を持って活動する個人や団体、関係各機関が情報提供だけにとどまらず、横断的なネットワークを築くことで、より充実した子育て支援、環境づくりに取り組みます。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業概要	担当課
子育て支援センターネットワーク事業	子育て支援センター事業運営に利用者及び支援者の視点を入れながら、子育て支援拠点施設としての役割を果たします。	こども未来課
子育て支援センターと認定こども園・保育園との連携	子育て支援センター職員が、認定こども園、保育園へ巡回訪問し、情報交換などの交流で連携を深めます。	こども未来課

(3) 地域づくりのための人材育成の推進

「子どもに関わりたい、子育てを支援したい」と想いのある人の、その想いを形に、行動にもっていけるような養成講座や活動の場の提供を積極的に実施します。

また、特色のある地域の団体やボランティアの活動を支援するとともに、その助けを得て協働による事業にも取り組みます。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業概要	担当課
子育て支援ボランティアの養成及び活動の場の提供	子育てボランティアの人材育成のため、サポーター養成講座等を実施し、人材育成の推進に努めます。 また、養成講座を終了した人に対して、活動の場の情報提供等を行います。	こども未来課 社会福祉協議会
子育て支援ボランティア活動への支援	子育て支援ボランティア団体、NPO 法人等に対し、活動推進のための人的、財源的支援を行います。	こども未来課
昔の遊び、伝承事業	子どもたちに、昔の遊びや伝統行事等を教える指導者の育成を社会福祉協議会と連携して実施するとともに、活動の場を積極的につくります。	社会福祉協議会 こども未来課
読み聞かせ活動の推進及び支援	読み聞かせボランティアの養成を図るとともに、その活動を支援します。	地域づくり課

(4) 子どもの安全を確保する活動の推進

子どもを交通事故や犯罪等から守るため、学校と地域が連携しながら、子ども見守り隊の活動を促進します。

また、子どもたちの通学路となる道路や防犯等の整備を計画的に推進します。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業概要	担当課
地域住民による 校区見守り隊の 活動推進	各校区の子ども見守り隊の活動を推進するため、活動に必要な物資の支給・貸与を行います。また、会員の増大を図るための啓発広報などの支援を行います。	総務課 こども未来課
子どもを犯罪な どの被害から守 る活動の推進	防犯及び暴力団対策の推進組織となる「大木町安全安心まちづくり推進協議会」を中心に、行政・企業・住民が役割分担のもと連携した推進大会やパトロールなどの啓発活動を推進します。	総務課
	子どもを犯罪などの被害から守るため、学校と地域が連携して活動を推進します。登下校の携帯配信メールを保護者へ送信します。校区見守り隊の活動を推進します。	こども未来課
「子ども 110 番 の家」など緊急 避難場所設置の 推進	子どもを犯罪などの被害から守るため、地域住民の協力を得て、緊急避難場所設置の推進を図ります。	こども未来課
安全・安心な通 学路の確保	小中学校の通学路の安全確保を図るために、毎年通学路の安全点検を行い、関係機関（学校関係者、警察、道路管理者）で構成した「大木町通学路安全推進会議」において、安全対策の改善、充実を行います。	建設水道課 こども未来課
未就学児が日常 的に集団で移動 する経路の交通 安全の確保	未就学児が、散歩やマラソンなど日常的に集団で移動する経路の安全確保を図るため、各保育施設から挙げられた経路について、道路管理者及び警察等と協力して安全対策の改善、充実を図ります。	こども未来課 建設水道課



基本目標 5 きめ細やかな対応が必要な子どもへの支援

(1) 児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援

児童虐待の防止については、まず妊娠届出時の面談、妊産婦訪問事業及び乳幼児健診等で、育児能力や育児環境が十分でない親、及び産後うつ状態になりやすい親等への早期支援で、児童虐待を未然に防ぎます。

また、「要保護児童対策地域協議会」など関係機関によるネットワークを通じて、発生予防から早期発見、早期対応、保護、支援、アフターケアにいたるまで、切れ目のない総合的支援に努めるとともに、要保護児童家庭への的確な対応ができるように、専門職員の配置を目指します。

DVの防止については、警察や専門機関と連携を密にし、DVの防止と被害者支援を推進します。

■一般事業

事業名	事業概要	担当課
こども家庭センター	妊娠期から子育て期までのこどもやその保護者等を対象に、こどもに関する様々な悩みや問題に対し、相談・支援を実施します。	こども未来課
養育支援訪問事業	保健師、保育士等が家庭訪問をし、個々の問題・ニーズ・課題を把握し育児の悩みや問題を早期に解決し、安定して育児ができるように支援します。	こども未来課
子育て世帯訪問支援事業	家事・子育てに対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭の家事や養育環境を整えるため、家庭を訪問し、不安や悩みの傾聴、家事・子育ての支援を行います。	こども未来課
相談支援体制の強化	相談員等の個々の職員の資質向上を図るために、研修等を実施するとともに、専門知識を持った職員の配置を目指します。	こども未来課
児童虐待予防研修事業	児童を虐待から守り保護者への意識の徹底を図るため、虐待予防、防止のための研修会を今後は対象者を拡大し、充実を図ります。	こども未来課
要保護児童対策地域協議会の運営	児童虐待の予防や早期発見・早期対応及び適切な対応を行うために、関係機関と連携し、情報の共有及び対策等について検討を行います。	こども未来課
DV等関係職員への研修	DVに関わる関係課の職員に対し、適切な相談対応などについて研修会を実施します。	福祉課
DV対策の推進	DVについての被害相談に対し、適切な対応が出来るよう相談体制を充実するとともに、解決に向けた支援を行います。 広報紙やホームページ、パンフレット等を活用し、DVに関する相談窓口の周知を行います。	福祉課 こども未来課等
こどもの居場所づくりの推進	地域におけるこどもの居場所づくりを推進するとともに、その活動を支援します。	こども未来課
スクールソーシャルワーカーの配置	福祉分野の諸制度等について専門知識を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、各学校において、困りごとを有する児童生徒への支援を行います。	こども未来課

(2)ひとり親家庭への支援

離婚などにより、以前に比べひとり親家庭が増加している中で、子どもの健全な育成を図り、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や県と連携しながら、就業に向けた能力開発や技術取得の支援を推進します。また、子育てと仕事を両立させることができるように、保育園や学童保育所の利用に際しての配慮を行うとともに、相談体制の充実や情報提供に努めます。

■一般事業

事業名	事業概要	担当課
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の親及びその子、父母のない子の健康保持及び福祉の増進を図るため、必要とする医療を受けることができるよう、医療保険による自己負担額の一部を負担します。	こども未来課
児童扶養手当	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図るため、18歳に達する日以後の年度末までの子どもを養育している方に児童扶養手当を支給します。	こども未来課
保育所への入所	ひとり親家庭の自立支援のため、入所調整において優先する項目に位置づけ、保育所の受け入れ可能な範囲で入所調整を行います。	こども未来課
就学援助制度	経済的な理由により、学校で必要な経費の支払いが困難な児童生徒の保護者に給食費や学用品費等の一部を支給します。	こども未来課
学童保育所の利用料減免	生活保護世帯、非課税世帯及び就学援助支給世帯に対し、学童保育所の利用料を減免します。	こども未来課
母子家庭の母親の就業促進	福岡県母子家庭等就業・自立支援センター等が行う事業の広報を行います。	こども未来課
ひとり親家庭に対する相談体制の充実や情報提供	福岡県母子家庭等就業・自立支援センター等が行う事業の広報を行います。	こども未来課

(3)障がいのある子どもと家庭への支援

障がいまたはその疑いのある乳幼児に対し、早期相談・早期療育が可能となるように、関係機関と連携しながら、こども家庭センターでの言語相談を中心として発達支援を行うとともに、認定こども園や保育園における教育・保育を支援します。

また、障がいや特別な支援の必要がある児童生徒に対しては、個々の発達の状況に応じたサポート体制を充実させ、学校での生活を支援します。

障がいのある子どもが、地域の中で生活できるように、地域の人たちと交流できるような居場所づくりを応援するとともに、障がい児の親同士が交流できる機会を確保します。

■一般事業

事業名	事業概要	担当課
言語相談及び療育教室 (こども家庭センター)	障がいの早期発見、早期支援ができるように、言語相談を実施するとともに、必要に応じて小集団の発達教室を実施します。	こども未来課
認定こども園・保育園 及び学童保育所における 障がい児保育の充実	関係機関と連携しながら、障がい児保育を実施しているが、保護者への支援をさらに推進します。	こども未来課
巡回相談支援事業	発達障がい等に関する知識を有する専門員が、保育所等に巡回相談を実施し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行います。	こども未来課
5歳児アンケート (年中児の親子対象)	発達障がいの早期発見、早期支援を目的に、保護者と保育者によるアセスメントシステムによるアンケートを実施し、その結果を医師等専門職の会議により必要な発達支援につなぎます。	こども未来課
就学前から就学後まで 切れ目のない支援	障がいや特別な支援の必要な児童が、小学校に入学しても困らないように、関係機関の情報を共有し、小学校生活に活かします。	こども未来課
障がい等の児童生徒への 特別支援教育の充実	障がい等の児童生徒へ就学の道を広め、適正で充実した学習の機会を持てるよう特別支援教育の充実を図ります。 また、小学校の通常学級に在籍している軽度の障がいのある児童に対し、特性に応じた指導を通級指導教室で行います。	こども未来課
障がいのある児童の子 育て支援の取組みの推 進	身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当、障がい児福祉手当等の制度や、利用できるサービスの案内を行います。	福祉課 社会福祉協議会 こども未来課
障がい者(児)相談支援 事業所	障がい児やその家庭への支援等について、総合的に相談できる窓口として相談支援事業所の活動を充実させます。	福祉課 社会福祉協議会
障がい児の親支援	障がい児の親同士が、気軽に語り合い、情報を交換し合える場の確保を図ります。また、親の会等を支援します。	こども未来課

(4)生活困窮家庭への支援（こどもの貧困対策）

2024（令和6）年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改正されました。改正法では、「貧困により、こどもがその利益を害され及び社会から孤立することが深刻な問題である」とされています。

こどもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、また、貧困が世代を超えて連鎖することなく、全てのこどもが夢と希望を持ち、たくさんの笑顔で暮らせる社会の実現に向け、学校や関係機関が連携して、こどもの貧困の解消に向けた対策を推進する必要があります。

こどもの貧困が、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利利益を侵害するものであることを踏まえながら、「こどもの教育に関する支援」、「こどもの生活の安定のための支援」、「保護者の就労支援」、「経済

的支援」を推進します。

■一般事業

事業名	事業概要	担当課
こどもの貧困対策の総合的な支援と関係機関との連携強化	妊娠・出産期から切れ目なく、教育・生活・就労等の支援を社会福祉協議会等の関係機関とともにを行います。	こども未来課 福祉課 社会福祉協議会
就学援助事業【再掲】	経済的な理由により、学校で必要な経費の支払いが困難な児童生徒の保護者に給食費や学用品費等の一部を支給します。	こども未来課
子どもの学習支援事業	福岡県が実施する「学習支援事業」（生活困窮世帯の子どもの対象として、学習支援を行うとともに生活習慣の改善を図る事業）について「広く周知し、その活動を支援します。	こども未来課
学童保育所の利用料減免	生活保護世帯、非課税世帯及び就学援助支給世帯に対し、学童保育所の利用料を減免します。	こども未来課
こどもに対する医療費助成【再掲】	こどもが病気等をしたときに必要な医療が受けられるように、中学３年生まで保険診療の自己負担分を無料となるように助成します。	こども未来課
スクールソーシャルワーカーの配置【再掲】	福祉分野の諸制度等について専門知識を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、各学校において、困りごとを有する児童生徒への支援を行います。	こども未来課
地域（こども）食堂への支援	地域のボランティア団体等が地域で開設している地域（こども）食堂の活動の支援を行います。	福祉課 地域づくり課 こども未来課
ファミリー・サポート・センター事業利用助成【再掲】	ファミリー・サポート・センター事業を利用する場合、費用の一部助成を行い、保護者の負担軽減を図ります。	こども未来課

■福岡県からの民間委託事業（大木町民関連分）

事業名	事業概要	県の担当課
生活困窮世帯のこどもの進学支援	生活困窮世帯のこども（中学２年生～高校３年生）及びその保護者を対象に、大学等への進学に向けた相談支援を家庭訪問やオンライン等で行うとともに、こどもの進学実現に資することが認められる場合は、教材等を提供します。	こども未来課
こども支援オフィス	貧困の状況にある、又は貧困の状況に陥るおそれのある子ども及び保護者に対するワンストップかつアウトリーチ型の相談支援を行い、貧困状態の脱却と貧困の連鎖防止のため、関係機関と連携しながら、包括的な支援を提供します。	こども未来課
家計改善支援事業	家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導を行うことにより、早期に生活が再生されることを支援します。	保護・援護課

(5)不登校やいじめ、引きこもり等に対する支援

不登校及び不登校傾向にある児童・生徒の割合は年々増加傾向にあります。教育機会確保法では、不登校は、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、度の子どもにも起こりえるものであり、不登校というだけで問題行動ではないとされています。

その趣旨を踏まえ、全ての子どもが教育を受ける機会を確保できるよう取り組む必要があります。不登校児童が学びたいと思った際に多様な学びにつなげることができるよう、不登校児童生徒の個々のニーズに応じた学びの場を整備します。

また、児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として新たに創設された児童育成支援拠点事業（養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童生徒に対して、生活習慣居場所となる場）は、計画期間内での実施を目指します。

■一般事業

事業名	事業概要	担当課
いじめ・不登校対策事業の充実	教育相談ネットワークにより、各関係機関の交流や情報交換の機会をつくり、いじめ・不登校対策事業の充実を図ります。	こども未来課
不登校児童・生徒への登校支援	小学校に家庭教育支援員、中学校にスクールライフサポーターを配置し、児童生徒の登校支援を行います。 中学校内及び子育て交流センターに「ステップルーム」を設置し、不登校生徒の学校生活への適応や社会的自立を目指すための支援を行います。	こども未来課
こどもの居場所づくりの推進【再掲】	地域におけるこどもの居場所づくりを推進するとともに、その活動を支援します。	こども未来課
スクールカウンセラーの活用	各小中学へスクールカウンセラーを派遣し、生徒指導体制の充実を図ります。	こども未来課
スクールソーシャルワーカーの配置【再掲】	福祉分野の諸制度等について専門知識を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、各学校において、困りごとを有する児童生徒への支援を行います。	こども未来課
児童・生徒の心のケア	児童生徒の問題行動の早期発見・早期解決に取り組むことや児童生徒の心のケアのため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用した相談体制の充実を図ります。	こども未来課
若まど（若者自立相談窓口）の周知	若まどとは、若者の様々な悩みや不安をワンストップで受付、その方の状況に合わせて適切な支援機関につなぐ福岡県の相談窓口です。若まどを広く周知します。	こども未来課

(6)ヤングケアラーへの支援

2024（令和6）年6月に「子ども・若者育成支援法」が改正され、ヤングケアラーについて「家族の介護その他の日常生活の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義されました。ヤングケアラーは、ケアが日常化することで社会生活を円滑に営む上での困難を抱え、権利侵害が発生している状態にあります。

こども本人や家族に自覚がなく顕在化しづらい場合もあることから、福祉・介護・医療・教育・地域等の関係者が連携して早期の把握・支援につなげることが必要です。

■一般事業

事業名	事業概要	担当課
ヤングケアラーへの支援	家族が抱えている課題が複雑で複合化しやすい状態において、定期的なアンケート実施によりヤングケアラー化しているこどもを早期に発見し、福祉・介護・医療・教育等の関係機関が連携して支援できる体制づくりを図ります。	こども未来課
子育て世帯訪問支援事業【再掲】	家事・子育てに対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭の家事や養育環境を整えるため、家庭を訪問し、不安や悩みの傾聴、家事・子育ての支援を行います。	こども未来課



基本目標6 こども・若者が未来に希望が持てる環境づくり

(1)雇用環境等の整備促進

男女がともに性別にとらわれることなく、多様な生き方ができる男女共同参画社会の考え方に基づいた取り組みを進め、誰もが仕事や家庭・地域生活に参画するとともに、多様で柔軟な働き方ができる社会を目指して事業所等に対して啓発を推進します。

また、事業主として大木町が策定する「大木町特定事業主行動計画」に定められた目標を達成するよう努めます。

■ 主な取り組み事業(大木町男女共同参画計画より抜粋)

事業名	事業概要	担当課
あらゆるハラスメント防止に向けた啓発促進、相談窓口の周知	セクシャル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなど、あらゆるハラスメントのない職場環境づくりを推進するため、町内事業所への積極的な情報提供や広報紙などへの掲載、相談窓口の周知を行います。	地域づくり課 産業振興課
育児・介護休暇制度の活用の浸透促進	企業や事業主に向けて資料の配布や関係機関への要請などで、育児・介護休業制度の活用、育児・介護における男女の共同参画・共同責任意識の浸透を促進します。	地域づくり課 産業振興課
特定事業主行動計画の推進	仕事と子育ての両立が図りやすい職場づくりを町内に広めるため、特定事業主行動計画に基づき、町が率先して職員の子育てや勤務環境の整備充実に取り組みます。育児休業取得対象職員に対して、制度・手続きを説明し、取得・復帰しやすい環境づくりを行います。	総務課
地域役員等への男女共同参画に関する研修会の実施	地域での男女共同参画を推進するため、リーダー的立場にある自治区長や公民館長などに対する会議開催時に、男女共同参画に関する研修会を実施し、地域への意識浸透を図ります。	総務課 地域づくり課

(2)ライフステージに応じた切れ目のない支援の推進

少子化の主な原因である未婚化や晩婚化の要因は複合的であり、若い世代の低い所得と不安定な雇用環境のほか、出会いの機会自体の減少がみられます。

結婚は、個人の意思に基づくものですが、安心してこどもを産み育てることができる社会を実現するためには、社会全体で結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援が重要になります。

■ 主な取り組み事業

事業名	事業概要	担当課
出会い・結婚応援支援の推進	出会い応援に関する情報提供を行うとともに、県の支援により縁結び応援の講座等を開催します。	こども未来課

事業名	事業概要	担当課
結婚や子育てに関する啓発の充実	子ども・子育て支援は社会全体で関わることが必要であるため、結婚・子育てに関する情報発信等により、その理解促進の気運醸成を図ります。	こども未来課
児童手当	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童の養育者に手当を支給します。	こども未来課
こども家庭センター	妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師や助産師等の専門職が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関との連携により、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供します。	こども未来課
妊婦のための支援給付金	子ども・子育て支援法に基づき、妊婦のための支援給付を行うことにより、妊婦等の経済的支援を実施します。また、切れ目ない支援を行う観点から、児童福祉法による妊婦等包括相談支援事業の支援を一体的に実施します。	こども未来課
妊婦等包括相談支援事業	妊婦やその配偶者等に対して面談等を行い、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。	こども未来課

(3)男女がともに子育てと仕事を両立できる環境づくり

男女の固定的役割分担意識（アンコンシャス・バイアス）を解消し、これまで育児や家事への参画が少なかった男性が積極的に関わり、共に子育てを担う地域づくりを推進します。

■ 主な取り組み事業（大木町男女共同参画計画より抜粋）

事業名	事業概要	担当課
ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の両立）の啓発	男女がともに仕事と子育てなどの両立を図り、協力して充実した職業生活と家庭生活を営んでいくことができるよう、広報紙やホームページなどを活用し、ワーク・ライフ・バランスの啓発に努めます。	地域づくり課
男性の家庭への参画を促進	男性のさらなる、家庭内での家事分担や育児参加を図るため、男性向けの講座やセミナーなどを実施します。	こども未来課 地域づくり課
男性保護者の学校行事などへの参加の促進	子育ては男女共同の責任であるとの認識のもと、学校行事や会合への男性保護者の参加を促進します。	こども未来課
男女共同参画の地域づくりの実施	男女共同参画の視点に立ち、町民と行政が協働して地域の課題を探り、解決に向けた行動を推進する。	地域づくり課

第5章 量の見込みと確保方策



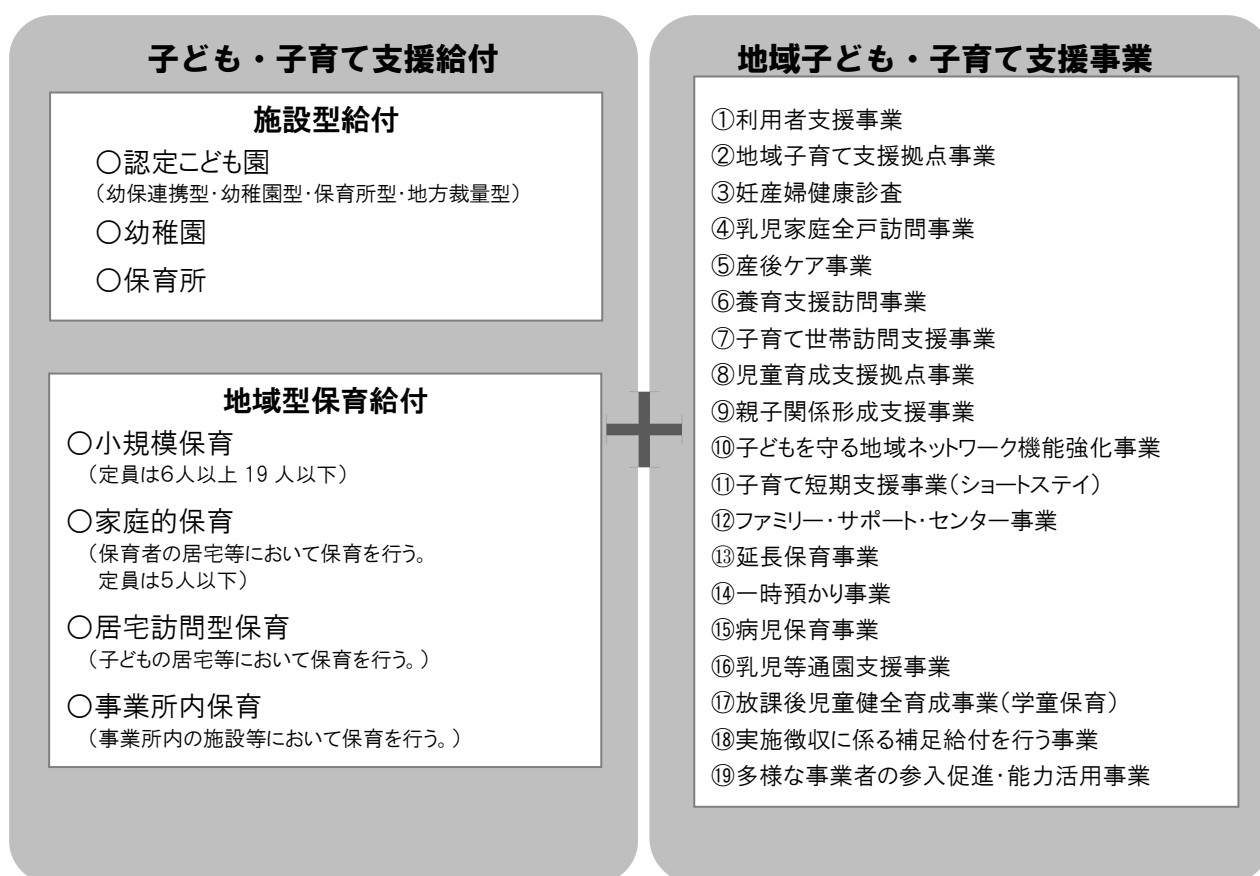
1 教育・保育の提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（教育・保育提供区域）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育利用状況、教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して定めることとなっています。

本町においては、区域内の量の見込み、量の調整に柔軟かつ効率的に、また利用者のニーズに柔軟に対応できるように、教育・保育提供区域を1区域(全町)とします。

2 子育て支援の「給付」と事業の全体像



3 計画期間における量の見込みの算出について

(1) 推計児童数

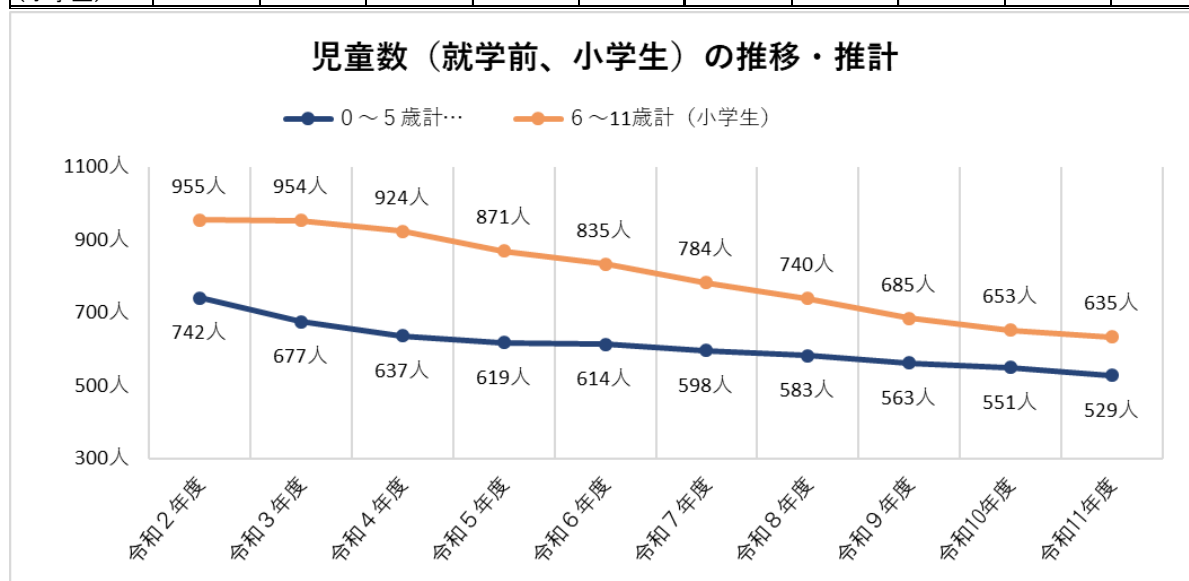
計画の策定にあたって、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出に必要とされる0歳から11歳について、計画期間である令和7年度から11年度の人口推計を行いました。

人口推計は、令和2年から令和6年の住民基本台帳の人口実績から、コーホート変化率法により算出しました。

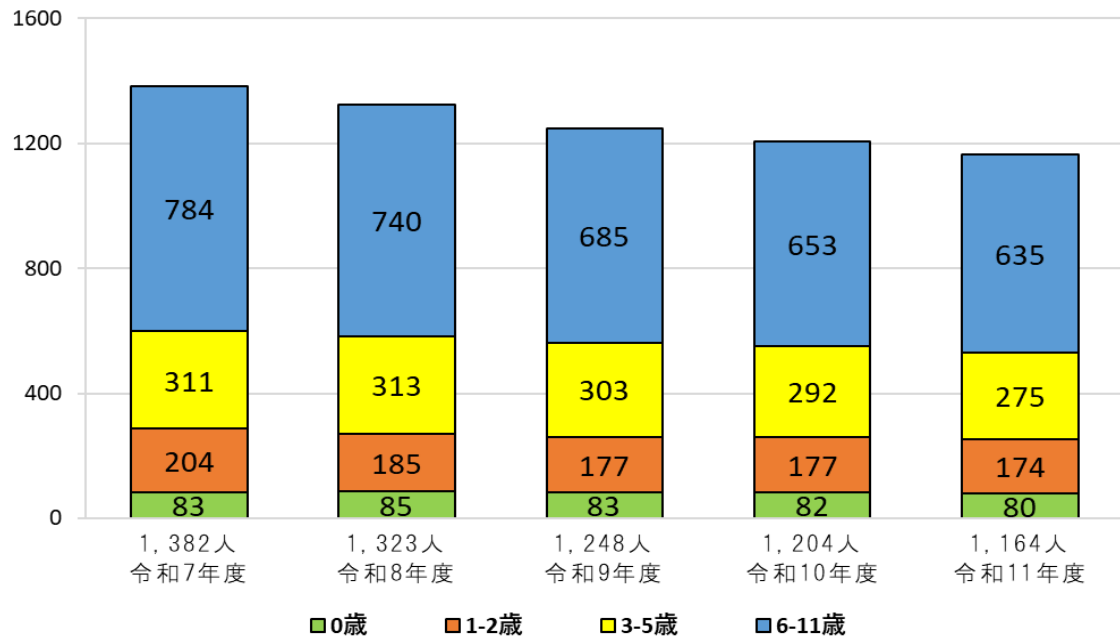
児童数（就学前、小学生）の推移・推計

（単位：人）

	各年4月1日住民基本台帳人口実績					推計人口				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	101	101	91	103	93	83	85	83	82	80
1歳	100	97	106	91	103	95	85	87	85	84
2歳	119	108	99	110	101	109	100	90	92	90
3歳	122	116	106	103	110	101	109	100	90	92
4歳	131	123	114	100	104	107	98	106	97	87
5歳	169	132	121	112	103	103	106	97	105	96
0～5歳計（就学前）	742	677	637	619	614	598	583	563	551	529
6歳	152	165	130	123	114	104	104	107	98	106
7歳	153	151	165	129	125	115	105	105	108	99
8歳	153	154	150	163	131	125	115	105	105	108
9歳	175	154	156	148	163	131	125	115	105	105
10歳	162	170	154	155	148	162	130	124	114	104
11歳	160	160	169	153	154	147	161	129	123	113
6～11歳計（小学生）	955	954	924	871	835	784	740	685	653	635



児童数（就学前、小学生）の構成年齢推計



児童数（就学前）の構成年齢推移・推計（再掲）

年齢	R5年度 (実績)	R6年度 (実績)	R7年度	R8年度	R9年度	R10 年度	R11 年度
0歳	103 人	93 人	83 人	85 人	83 人	82 人	80 人
1～2歳	201 人	204 人	204 人	185 人	177 人	177 人	174 人
3～5歳	315 人	317 人	311 人	313 人	303 人	292 人	275 人
合計(0-5 歳)	619 人	614 人	598 人	583 人	563 人	551 人	529 人



4 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 保育の必要性の認定について

「子ども・子育て支援法」では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を行う仕組みとなっています。

■認定区分と提供施設

支給認定区分	年齢	保育の必要性	教育・保育時間	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間(概ね4時間)	・幼稚園 ・認定こども園(教育部分)
2号認定	満3歳以上	あり	保育標準時間(11時間以内) 保育短時間(8時間以内)	・保育所 ・認定こども園(保育部分)
3号認定	3歳未満	あり	保育標準時間(11時間以内) 保育短時間(8時間以内)	・保育所 ・認定こども園(保育部分) ・地域型保育事業

(2) 各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策

		令和7年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育※	保育所等	0歳	1、2歳
① 量の見込み		68人	253人		50人	170人
	他市町村の子ども	5人	65人	188人	1人	1人
② 確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園・保育所・幼稚園)	90人	267人		34人	139人
	確認を受けない幼稚園	0人				
	特定地域型保育事業				7人	14人
	その他の施設	0人	2人		0人	6人
	他市町村で確保	10人	10人		3人	5人
	計	100人	279人		48人	164人
②-①		27人	23人		▲7人	▲7人

		令和8年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育※	保育所等	0歳	1、2歳
① 量の見込み		65人	257人		51人	154人
	他市町村の子ども	5人	62人	195人	1人	1人
② 確保方策	特定教育・保育施設 (認定こども園・保育所・幼稚園)	90人	267人		37人	139人
	確認を受けない幼稚園	0人				
	特定地域型保育事業				7人	14人
	その他の施設	0人	2人		0人	6人
	他市町村で確保	10人	10人		3人	5人
	計	100人	279人		47人	164人
②-①		30人	19人		▲5人	9人

		令和9年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育※	保育所等	0歳	1、2歳
①	量の見込み	63人	248人		50人	148人
			58人	190人		
	他市町村の子ども	5人	0人	3人	1人	1人
② 確保 方 策	特定教育・保育施設 (認定こども園・保育所・幼稚園)	90人	267人		34人	145人
	確認を受けない幼稚園	0人				
	特定地域型保育事業				7人	14人
	その他の施設	0人	2人		1人	5人
	他市町村で確保	10人	10人		3人	5人
	計	100人	279人		51人	169人
②-①		32人	28人		0人	20人

		令和10年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育※	保育所等	0歳	1、2歳
①	量の見込み	60人	240人		50人	148人
			53人	187人		
	他市町村の子ども	5人	0人	3人	1人	1人
② 確保 方 策	特定教育・保育施設 (認定こども園・保育所・幼稚園)	90人	267人		40人	145人
	確認を受けない幼稚園	0人				
	特定地域型保育事業				7人	13人
	その他の施設	0人	2人		1人	5人
	他市町村で確保	10人	10人		3人	5人
	計	100人	279人		51人	168人
②-①		35人	36人		0人	19人

		令和11年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育※	保育所等	0歳	1、2歳
①	量の見込み	58人	226人		48人	145人
			45人	181人		
	他市町村の子ども	5人	0人	3人	1人	1人
② 確保 方 策	特定教育・保育施設 (認定こども園・保育所・幼稚園)	90人	267人		40人	145人
	確認を受けない幼稚園	0人				
	特定地域型保育事業				6人	13人
	その他の施設	0人	2人		0人	5人
	他市町村で確保	10人	10人		3人	5人
	計	100人	279人		49人	168人
②-①		37人	50人		0人	22人

※2号認定のうち、幼児期の学校教育の希望が強い児童（幼稚園型認定こども園）

【確保の内容】

1号認定

○教育の定員数については、大木光の子幼稚園（幼稚園型認定こども園）において令和6年度現在、60名（大木光の子幼稚園）の提供体制があります。令和7年度からは木佐木保育園及び大莞保育園が幼保連携型認定こども園への移行を予定しており、30名の提供体制の増加が見込まれます。令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により保護者の就労率も上がり、2号認定が希望される一方、預かり保育（施設等利用給付による新2号認定）の希望も高まっており、これらを基に量の見込みについては推計を行っています。

2号認定

○2号認定の通常保育事業（幼稚園・保育所等）の町内5保育所等（認定こども園含む）の利用定員数については、279名の提供体制があり、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化時点でも3～5歳のほぼ100%が入所しており、町外の保育園にも協力をいただくことで量の見込みは確保することが可能です。今後は、出生数の減少傾向となり3～5歳の対象人口が予測され、総数で利用定員を下回る想定に備えて町内施設の十分な活用を図るとともに3号の利用割合の増加が見込まれることへの柔軟な対応に努めます。

3号認定

○3号認定の通常保育事業（保育園等）の町内5保育所等（認定こども園含む）、1小規模保育所の利用定員数については、190名の提供体制、及び町外の保育園にも協力をいただきますが、0歳及び1歳の量の見込みの確保が若干不足する状況です。

○3歳未満児の受け入れ希望につきましては、出生数は減少傾向にあるものの利用希望割合が年々増加傾向にあるため、結果的に量の見込みはほぼ横ばいと予測しており、2号認定の量の見込みの予測の減少と総合的に判断して、町内各施設と各利用定員を調整し、状況によっては2号、3号の利用定員の見直し等を検討することで、見込みに対する提供体制の確保に努めます。

*施設整備について

町は令和3年に老朽化していた三島保育園の改築工事を行い、令和4年8月より新園舎での保育を開始しました。

また、令和7年度には認定こども園に移行した木佐木保育園の施設整備を予定しています。現在の園舎は平成7年度に施設整備を行っていますが、園舎、園庭が狭く道路を隔てた場所に運動場を整備しているため、交通量の多い町道を横断すること、歩道のない道を歩くことなど危険箇所があります。

加えて、新しい園舎には二歳が高い病児保育施設を併設するため、働く保護者への負担軽減も期待されます。

5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進等に関する事項

すべての子どもに良質な保育環境を保障するため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施に当たっては、ニーズを的確に捉えながら、量的・質的充実を図るとともに、地域に根ざした多様な子育て支援事業を提供することにより、保護者が子育てに喜びや生きがいを感じることができ、こどもが大切にされすこやかに成長できるよう支援します。

また、こどもの連続した育ちを保障し、子育て世帯が不安なく教育・保育を受けられるよう、幼児教育・保育施設と地域型保育事業の連携を支援します。さらに幼児教育・保育から学校教育への円滑な移行のため、保育園や認定こども園と小学校等との連携・交流の機会を図ります。

認定こども園は、幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況に関わらず、0歳から幼児期の保育や教育を一体的に行う施設であることから、利用者のニーズ、施設・設備などの状況、設置者の移行を踏まえて、普及・促進を図ります。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化に伴って、幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育事業等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」の実施に当たっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行うとともに、必要に応じて、給付方法や事務手続きの見直しを行います。

また、給付の対象施設である特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監査等については、市町村は都道府県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立ち入り調査への動向、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請できることから、福岡県との連携や情報共有を図りながら、適正に取り組みます。

7 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や子育て支援機関、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等えを行う事業。

基本型：こども家庭センター等において、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように支援を実施する事業。「利用者支援」と「地域連携（地域子育て相談機関）」で構成される。

こども家庭センター型：①妊産婦の及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援
②すべての子どもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで切れ目なく対応する事業。

妊婦等包括相談支援事業型：妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報・発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施する事業。

【量の見込みと確保方策】

基本型	令和6年度 現状	実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

地域子育て相談機関	令和6年度 現状	実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0か所	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策		0か所	1か所	1か所	1か所	1か所

こども家庭センター型	令和6年度 現状	実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

妊婦等包括相談支援事業	実施時期				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数）	255人	249人	246人	240人	231人
確保方策	255人	249人	246人	240人	231人

【確保の内容】

- 利用者支援事業については、利用者が円滑に施設や子育て支援サービスを受けることができるように、こども家庭センターに専任の保育コンシェルジュ（利用者支援員）を配置しています。
また、基本型とこども家庭センター型を連携し実施していくことで、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保できている状況です。
- 地域子育て相談機関については、敷居の低い相談場所として大溝保育園を子育て支援のサテライトと位置付け早期設置を目指していきます。
- 「出産・子育て応援給付金」として経済的支援と伴走型支（妊娠届出時、妊婦訪問（8か月ごろ）、乳児訪問での面談）を実施しています。令和7年度からは妊婦のための支援給付と併せて引き続き事業を実施します。

（2）地域子育て支援拠点事業（にこにこ広場）

子育て中の親子が気軽に利用し、親子で一緒に遊んだり、情報交換をしたりと交流を通じて仲間づくりができる場を提供するとともに、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

【量の見込みと確保方策】

	令和6年度 見込み	実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	350組（人回）	360組（人回）	360組（人回）	360組（人回）	360組（人回）	360組（人回）
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

* 人回：月間の利用組数×利用回数

※量の見込みは、実績を勘案して算出。

【確保の内容】

- 子育て支援拠点事業については、こども家庭センターにて「にこにこ広場」等を実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保できている状況ですが、利便性を高めるために各校区コミュニティセンター等での拠点拡大も必要となります。

(3)妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中、必要に応じて医学的検査を実施する事業（当該事業は医療機関等で実施しており、その費用の一部を町が助成）

【量の見込みと確保方策】

		令和6年度 見込み	実施時期				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見 込 み	対象者（人）	87人	85人	83人	82人	80人	77人
	健診回数（人回）	1,044人回	1,020人回	996人回	984人回	960人回	924人回
確保方策			実施場所：福岡県内の医療機関 実施時期：妊婦届出～出産				

※量の見込みは、出生数の推計値と受診券回数を勘案して算出。

【確保の内容】

○妊婦健診事業については、福岡県内の医療機関で実施しています。令和6年度の受診率はほぼ100%となっており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保できている状況です。

(4)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

概ね生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や乳児とその保護者の心身の状況、養育環境等の把握を行う事業

【量の見込みと確保方策】

		令和6年度 実績見込み	実施時期				
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（年間）		87人	85人	83人	82人	80人	77人
確保方策			85人	83人	82人	80人	77人

※量の見込みは、出生数の推計値。

【確保の内容】

○乳児家庭全戸訪問事業については、保健師、保育士等が乳児のいる家庭の自宅訪問を行っており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保できている状況です。

○令和6年度の実施率は100%となっており、今後引き続き全戸訪問（100%）を目指します。

(5)産後ケア事業〈新規事業〉

産後の母子等に対し、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援する事業

【量の見込みと確保方策】

	実施時期				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ人数）	255人	249人	246人	240人	231人
確保方策	255人	249人	246人	240人	231人

【確保の内容】

○現在、ママの部屋の利用によるレスパイトや産後ヨガ等のセルフケアを中心に実施。令和7年度からはマインドフルネスによる事業を開始予定。

(6)養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭（妊婦も含む）に対して、その家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

【量の見込みと確保方策】

	令和6年度 実績見込み	実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（年間の実人数）	45人	45人	45人	45人	45人	45人
確保方策		45人	45人	45人	45人	45人

【確保の内容】

○子育て環境の変化等により、養育支援が必要な家庭が増加傾向にあります。保健師等の専門職のマンパワーには限界があるので、主任児童委員、子育てサポーター等との協力体制を図っていきます。

(7)子育て世帯訪問支援事業〈新規事業〉

訪問支援員が、家事・子育てに対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラ―等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援をすることにより、家事や養育環境を整え虐待の未然防止を行う事業

【量の見込みと確保方策】

	令和6年度 実績見込み	実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（年間の実人数）	0人日	43人	42人	41人	39人	38人
確保方策		43人	42人	41人	39人	38人

【確保の内容】

○支援対象者の把握に努め支援を行う必要があります。訪問支援員（子育て経験者やヘルパーなど）の育成が急務となります。

（8）児童育成支援拠点事業〈新規事業〉

養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習サポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益と保証と健全な育成を図る事業

【量の見込みと確保方策】

	令和6年度 実績見込み	実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（年間の実人数）	0人	9人	9人	9人	8人	8人
確保方策	0人	9人	9人	9人	8人	8人

【確保の内容】

○現在子育て交流センターで実施している、こどもの居場所づくり事業を補強する形で事業を実施。人材の確保と該当児童・生徒の把握が重要です。

（9）親子関係形成支援事業〈新規事業〉

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言実施するとともに、同じ悩みを抱えた保護者同士の相談、情報の場を提供することで、親子間における適切な関係性を図る事業。

【量の見込みと確保方策】

	令和6年度 実績見込み	実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（年間の実人数）	5人	5人	5人	5人	5人	5人
確保方策	5人	5人	5人	5人	5人	5人

【確保の内容】

〇こども家庭センターの保育士を中心に、町単独で令和5年度から実施しています。今後は、町内保育施設保育士に対する研修を行うことで支援者を増やすこと、対象が18歳未満のこどもを養育する家庭が対象となるため、年齢に応じた支援ができるよう検討が必要です。

（10）子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化をするため、要保護児童対策調整機関の職員や関係機関等の専門性強化及び連携強化を図る事業。

【量の見込みと確保方策】

〇児童虐待の早期発見、予防のため要保護児童対策地域協議会等ネットワークを構築し、地域とともに子どもたちを守っていきます。

（11）子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病やその他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となったこども及び保護者について、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う必要な保護を行う事業

【量の見込みと確保方策】

	令和6年度実績見込み	実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（年間）	0人 （町外福祉施設2か所）	2人日	3人日	5人日	7人日	8人日
確保方策		2人日	3人日	5人日	7人日	8人日

【確保の内容】

〇ショートステイ事業については、町外の児童福祉施設（2か所）で実施していますが、本町では、利用実績はあまりありません。しかし、制度改正により保護者がこどもと一緒に利用することもできるようになったため、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保することが重要となるため、実施施設を増やしていかなければなりません。

(12)ファミリー・サポート・センター(子育て援助活動支援)事業(小学生)

子育てに関して「援助を受けたい人」と「援助をしたい人」が会員登録をし、こどもの送迎や一時的な預かり等、子育てについて助け合いを行う事業で、会員間の連絡、調整等を行う事業

【量の見込みと確保方策】

	実績	実施時期				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(週間)	0件	5件	5件	5件	5件	5件
確保方策		5件	5件	5件	5件	5件

【確保の内容】

○久留米市広域(久留米市、うきは市、大刀洗町、大木町)にてファミリー・サポート・センター事業(令和6年度の会員数:おねがい会員22名・みまもり会員12名・どっちも会員1名)を実施しており、町内のみまもり会員数が少ないことや利用料の課題もあり利用が伸びない状況。なお、援助を受けたい会員がもっと利用しやすいように、利用料の補助を行っています。

(13) 時間外保育(延長保育)事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園で保育を行う事業

【量の見込みと確保方策】

	令和6年度実績	実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(年間)	220人	220人	215人	215人	210人	210人
確保方策		220人	215人	215人	210人	210人

※「量の見込み」は、保育園等での延長保育を希望している子どもの実人数の実績による推計

【確保の内容】

○延長保育事業については、令和6年度現在、町内保育園、認定こども園、小規模保育所で早朝及び夕方の延長保育を実施しており、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保することが可能です。

(14) 一時預かり事業

①幼稚園の預かり事業（在園児）

幼稚園において、通常の教育時間の前後や、土・日・長期休業期間中に行う預かり保育事業

【量の見込みと確保方策】

	令和6年度実績	実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（年間）	1,000人日	1,800人日	1,800人日	2,000人日	2,000人日	2,000人日
1号認定利用		1,800人日	1,800人日	2,000人日	2,000人日	2,000人日
2号認定利用		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
確保方策		1,800人日	1,800人日	2,000人日	2,000人日	2,000人日

*人日：1号認定における在園児の利用児童数（実績による推計）×希望日数（年間）

【確保の内容・今後の方向性】

○大木光の子幼稚園（認定こども園）において実施していますが、令和7年度から幼保連携型認定こども園でも実施することになります。

②その他の一時預かり事業（一時預かり事業、トワイライトステイ事業、ファミリーサポートセンター事業）

一時預かり事業（在園児対象型を除く）とは、保護者の育児疲れの解消（リフレッシュ）、あるいは緊急の用事（冠婚葬祭や病気等）の理由で、家庭での保育が一時的に困難な場合に、保育園や地域子育て支援センターその他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

【量の見込みと確保方策】

	平成6年度実績※	実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（年間）	221人日	226人日	231人日	241人日	246人日	251人日
確保方策		226人日	231人日	241人日	246人日	251人日

※以下の事業の合計値です。

一時預かり事業：保育園（6園）（※大溝保育園の休日保育を含む）

その他の一時預かり事業：こども家庭センター、ファミリー・サポート・センター事業、トワイライトステイ事業

【確保の内容】

○一時預かりについては、町内の保育施設（6園）と子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター事業（広域利用）、町外の児童福祉施設（1施設：トワイライトステイ事業）にて実施しています。今後の量の見込みに対する提供体制は、一時預かり事業は十分に確保できている状況です。

(15) 病児保育事業

こどもが病気の際、保護者の就労等により自宅での保育が困難な場合、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、保育士、看護師等が一時的に保育をする事業

【量の見込みと確保方策】

	令和6年度実績	実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み（年間）	180人日（広域利用※）	180人日	180人日	330人日	380人日	380人日
② 確保方策		180人日	180人日	330人日	380人日	380人日

※ 広域利用→北筑後地域連携協定により久留米市、大川市等の利用が可能。また、筑後市とは個別に協定を結んでいる。

【確保の内容】

○病児・病後児保育事業については、感染症の流行、共働き世帯の増加及び福岡県病児保育利用料無償化事業の開始から利用者が増加しており、予約ができないといった声も聞かれています。また、住民からの町内の病児保育設置のニーズも高まっているため、令和7年度に施設整備を予定しています。施設整備ができれば、令和8年度から運用開始となり、より一層の利用者増が見込まれます。

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）〈新規事業〉

保育所に通っていない0歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず柔軟に保育所等を利用できる事業。（令和7年度のみ、令和8年度からは法律に基づく新たな給付制度として実施）

【量の見込みと確保方策】

		実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み（延べ人数）	0人	0人	2人	2人	3人
	確保方策	0人	0人	2人	2人	3人
1歳児	量の見込み（延べ人数）	0人	2人	2人	2人	3人
	確保方策	0人	2人	2人	2人	3人
2歳児	量の見込み（延べ人数）	0人	2人	2人	2人	3人
	確保方策	0人	2人	2人	2人	3人

【確保の内容】

○令和8年度からの給付制度化に向けて、国の動向を終始しながら、受け入れ体制の整備を図ります。

(17) 放課後児童健全育成事業(学童保育)

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後、遊びや集団生活の場を提供し、放課後の児童の安全確保や健全育成を図る事業

【量の見込みと確保方策】

	令和6年度 実績※	実施時期				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	253人	296人	283人	274人	265人	265人
1年生	75人	83人	83人	86人	79人	85人
2年生	74人	74人	69人	69人	71人	65人
3年生	61人	69人	64人	58人	58人	60人
4年生	29人	40人	38人	35人	35人	32人
5年生	8人	16人	13人	13人	12人	11人
6年生	6人	14人	16人	13人	13人	12人
② 確保方策		290人	290人	290人	290人	290人

※令和6年10月1日の現状：3校区内訳（大溝：106人、木佐木：108人、大莞：39人）

【確保の内容、今後の検討の方向性】

○量の見込み数については、過去3年間の実績を参考にするとともに人口推計に利用率の伸びを勘案しています。令和7年度以降の人口推計では出生数の減少により確保方策（3つの学童保育所の利用定員）を下回る推計となっております。

○確保方法については、3施設の整備が完了し、各学童の床面積と支援員の確保により利用定員の約110%の弾力的入所が可能と考えられますので調整し確保に努めます。

また、国の「放課後児童対策パッケージ」では学校施設を活用した放課後子供教室や余裕教室等の活用が望ましいとされていることから確保方策が不足する状況に応じて学校施設の活用による確保に努めます。

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

○生活保護世帯等の特定教育・保育を利用する際の教材費等実費徴収分及び副食費免除相当の所得で制度未移行幼稚園等を利用する際の副食費の補助を行います。

(19) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園事における特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制を構築するとともに、小学校就学前の子どもの対象にした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担の軽減を図る事業。

○認定こども園等でも特別な支援が必要な子どもの受け入れ体制を構築することで、良質かつ適切な教育・保育の提供体制の確保を図ります。

第6章 計画の推進体制



1 計画推進における基本的な考え方

(1) 計画の進捗状況の管理及び評価

本計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境等様々な分野にわたっています。

このため、こども未来課が中心となり、関係課、関係機関・団体などと連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

本計画に基づく施策を推進するため、庁内の推進体制として、年度ごとに計画の進捗状況を把握し、施策・事業の充実や見直しについて協議を行うことにより、本計画の円滑な推進に努めます。

また、学識経験者、地域福祉団体や認定こども園、保育園、学校、PTA等の代表者及び公募の委員等で構成する「大木町こども未来会議」において、その進捗管理・評価を行い、本計画に基づく施策・事業について実効性をもって推進していくこととします。

(2) 計画の進行管理

本計画の進行管理は、計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、改善（Action）といった一連のPDCAサイクルに基づき、その進捗状況を管理していきます。

2 町民、関係機関・団体との連携

(1) 町民参加・参画の促進

社会全体で子育てを支援するためには、町民や企業、関係団体の理解と協力なくしては実現できません。計画について広報等により町民等の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、住民参加型のサービスの検討など、町民等による地域ぐるみでの取り組みを支援し、子育て環境づくりに町民参加・参画を推進します。

(2) 町民や関係団体との連携

地域での子育て支援のためには、町民、認定こども園や保育園、学校、その他子育てに関わる関係団体や関係機関、行政などがパートナーシップの視点で連携することが不可欠です。

本計画の推進にあたっては、庁内の関係課をはじめ、関係機関・団体などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら事業を調整し推進します。また、家庭・地域・保育園・認定こども園・学校・企業・行政それぞれが子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに力を合わせながら、子育て支援に関わる様々な施策の計画的・総合的な推進に取り組みます。

(3) 地域の人材の確保・養成と連携

多様化する子育てニーズに対応するため、保育士、教員など子育てに関わる専門職員だけでなく、ボランティアなど地域で子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。